



インドネシア  
税務ポケットブック  
2008年

PT Prima Wahana Caraka  
*PRICEWATERHOUSECOOPERS* PW

### おことわり

本書は2008年6月30日現在のインドネシア税法の要約であり、一般的な税務ガイドブックです。また、本書では地方自治体によって設定されている様々な地方税・課徴金等は網羅しておりません。

日本語版はジャパンデスクが作成しましたが、原文は英語であることをご承知いただき、参考資料としてご利用ください。また作成に当たっては、細心の注意を払っておりますが、掲載情報の正確さについて完全に保証するものではなく、記載内容や意見、誤謬や省略について当事務所が責任を負うものではありません。実務上、個々の問題が発生した場合は、法律・規則を参照し、適切な税務専門家・その他のアドバイスを入手する必要があります。



# 目 次

|   |       |
|---|-------|
| <b>法 人 税</b>                                |       |
| 税率、居住法人、納税方法、事業利益、 .....                    | 1     |
| 損金不算入の支出、欠損金、利益の分配、みなし利益 .....              | 2     |
| 特定の事業活動、 .....                              | 3     |
| 優遇措置 .....                                  | 4-7   |
| <b>個 人 所 得 税</b>                            |       |
| 税率、所得控除、税務上の居住者、税務登録と確定申告 .....             | 8     |
| 納税方法、出国税、現物支給 (Benefits-in-Kind: BIK) ..... | 9     |
| 社会保障制度 (JAMSTOSSTEK)、みなし給与、 .....           | 10    |
| <b>源 泉 徴 収 税</b>                            | 12-16 |
| <b>租 稅 条 約</b>                              | 17-19 |
| <b>減 価 償 却 と 償 却</b>                        |       |
| 減価償却と償却、資産移転、固定資産の再評価 .....                 | 21-23 |
| <b>付 加 価 値 税</b>                            |       |
| 概要、インプット・アウトプット制度、インプット（仮受）の相殺 .....        | 24-26 |
| 付加価値税の還付、付加価値税の免除、バタム島における付加価値税 .....       | 27-30 |
| <b>高 級 品 売 上 税</b>                          |       |
| 自動車以外の課税物品、自動車 .....                        | 31-33 |
| <b>印 紙 税</b>                                | 34    |
| <b>土 地 ・ 建 物 (不 動 产) 税</b>                  | 35    |
| 土地・建物税、土地・建物の権利移転税、                         |       |
| <b>不 動 产 取 得 税</b>                          | 36    |
| <b>地 方 税</b>                                | 37    |
| <b>納 税 と 納 税 申 告</b>                        | 38-39 |
| 月次申告義務と年次申告義務                               |       |
| <b>会 計 帳 簿</b>                              | 40    |
| <b>税 务 査 定 書 と 税 务 調 査</b>                  | 41-43 |
| <b>差 押 令 状 と 税 金 追 徵</b>                    | 44    |
| <b>税 务 論 争 と そ の 解 決</b>                    |       |
| 異議申立と上訴、税務論争解決のためのその他の方法 .....              | 45    |
| 最高裁判所への再考申請 .....                           | 46    |
| <b>輸 入 関 税</b>                              |       |
| 対アセアン諸国、関税の減免・猶予措置、 .....                   | 47    |
| BKPMマスターリスト、保税地区、保税倉庫、 .....                | 47    |
| KITE制度、輸入許可、関税規則遵守と罰金、 .....                | 48    |
| <b>連 絡 先</b>                                | 49-50 |

# 法 人 稅

## 税率

インドネシア居住法人に対する税率：

| 課税所得<br>ルピア      | 税率<br>% | 税額<br>ルピア |
|------------------|---------|-----------|
| 最初の 50,000,000 迄 | 10      | 5,000,000 |
| 次の 50,000,000 迄  | 15      | 7,500,000 |
| 100,000,000 超    | 30      |           |

## 居住法人

インドネシアで設立されたか、住所（管理の場所）をもつ法人は、税務上の居住者として扱われる。インドネシアで恒久的施設（PE、Permanent Establishment）や支店を通じて事業活動をしている外国法人は、一般に居住納税者として同様の納税義務を負うことになる。

## 納税方法

税務上の居住者と外国法人のPEは、自己申告による直接納税、または第三者による源泉徴収税納付、もしくはその両方の組み合わせにて、法人税を納付しなければならない。インドネシアでPEを持っていない外国法人は、インドネシアを源泉とした収益に関して、その収益を支払うインドネシア側が所得の源泉税を納付する方法で税金を納付する義務がある。

月次分割納税（第25条所得税）は、税務上の居住者とインドネシアPEが行う税金納付の最初の部分となる。当期の法人税債務の前払としての月次分割納税額は、通常、直近の法人税申告書に基づいて計算される。但し、新設法人、ファイナンス・リース会社、銀行と国営・公営の会社には特別計算による月次分割納税額が適用される。また、会社が負担する出国税はそれが事業と関連する範囲内で、土地建物の権利譲渡の際に支払う特定の税金もまた、第25条所得税となる。

特定の収益に関して第三者によって源泉徴収された税金（第23条所得税）または、特定の取引の前に支払われる法人税（例えば、輸入に係わる第22条所得税）も、収益を享受する側もしくは輸入者の当期の法人税前払となる。（第23条所得税が掛かる収益項目は、13 - 15ページを参照、また第22条所得税が掛かる取引は、12ページを参照）

課税年度中に前払した税金（第22条、第23条と第25条所得税）と海外で支払った税金（第24条所得税）が、当該会社が法人税申告の際に納税しなければならない法人税総額よりも少ない場合、その差額の支払いが第29条所得税となる。

税務上の居住者とインドネシアPEによって得られた特定の収益の中には、最終分離課税の対象となるものもある。例えば、第三者によって源泉徴収された税金（第4条2項の所得税）はその特定の収益に対して法人税の最終支払いとなる。（第4条2項の下に最終源泉分離課税の対象となる収益項目は、13ページを参照）

# 法 人 税

インドネシアに PE を持たない外国法人にとって、インドネシア側の主体がその外国法人に支払う時にそのインドネシア源泉の収益から源泉徴収される税金(第 26 条所得税)が、その当該外国法人の法人税支払債務の最終納税となる。(第 26 条所得税の課税される収益項目は 14 - 15 ページを参照)

## 事業利益

税務上の事業利益は、一般に認められた会計原則を基に、一定の税務上の調整を加えて計算される。課税対象となる事業利益の金額の算出に当たっては、原則として、その事業利益を稼得し、回収し、維持するためにかかるすべての支出を損金算入することができる。また、支出が会計上の費用として計上された年度と、税務上でこれらの費用を損金算入できる年度が異なる（一時的差異、Timing difference という）ことがある。

## 損金不算入の支出

以下の支出は税務上、損金不算入の支出とされる。

- a. 従業員への現物支給、(Benefits In Kind、BIK という、例えば、会社の借上げ社宅、会社提供の乗用車の取得・維持費(50%まで)など)。ただし、職場ですべての従業員に提供される飲食物、防護服やユニフォームなど業務上必要とされる従業員への支給、通勤のための交通費、船員等への宿泊場所の提供、特定の「遠隔地」で提供される現物支給の費用、携帯電話の取得・維持費(50%まで)は除かれる。
- b. 個人的支出
- c. 「Zakat」(イスラム教の施し)を除く、事業と関連のない贈答品や補助
- d. 各種準備金／引当金。ただし、銀行・金融リース会社の貸倒引当金、保険会社の保険料・保険金に関する引当金、鉱業会社の開拓費用準備金を除く。
- e. 所得税支払額
- f. 税務追徴金／罰金
- g. 利益の分配
- h. 生命保険／疾病損害保険や財務省の認可を受けていない年金制度への会社負担の拠出金／積立金、ただし、当金額が従業員の課税対象給与の一部として加算されている場合は損金算入できる。
- i. 源泉分離課税される所得に関連した費用、例えば、定期預金に関連する借入金の支払利息
- j. 税金を免除される所得に関連した費用、例えば、所得税が課されない受取配当金目的で株式を購入するために用いられる借入金の支払利息
- k. 出資金が株式に分割されないパートナーシップや「フィルマス」(Firmas) の出資者に対する給与や報酬

## 欠損金

欠損金は、最高 5 年間の繰越が認められる。さらに特定の地域の特別に指定された事業または、特定の税務優遇措置に従い欠損金の繰越が最高 10 年間迄延長される。  
欠損金の繰戻しは認められない。連結納税の制度はない。

# 法 人 税

## 利益の分配

配当に対しては以下の源泉税が課される。

### a. 配当の受領者が「居住者」の場合

インドネシア法人（PT）、協同組合、政府あるいは地方政府が所有する会社（BUMN/BUMD）が他のインドネシア法人から受領する配当は、次の条件を全て満たす場合には法人税が免除され、源泉税も課されない。

- ・配当が剰余金から支払われる、
- ・配当を受け取る会社が配当する会社の払込済資本の 25% 以上を所有する、
- ・配当を受ける会社は、株式所有以外に実際の事業活動を行っている。

上記の条件を満たさない場合、受取配当は配当を受領した会社の課税対象所得となり、会社の他の所得と合算され、通常の税率で課税される。配当宣言にて、配当は 15% の第 23 条所得税が課税される、これは配当を受領する会社の法人税債務の前払として扱われる。

フィルマス、コマンディタイアーズ (Commanditaires)、財団やこれに類似する組織団体が受け取る配当には常に 15% の源泉税が課される。

### b. 配当の受領者が「非居住者」の場合

20%（租税条約国は軽減税率あり）の税率で、非居住者に配当が支払われた時に源泉徴収され、最終確定税金となる。

## みなし利益

以下の特定事業は、税務当局により決定されたみなし利益を採用しなければならない。

|                 | みなし利益率<br>(総売上の)     | 実効税率  |
|-----------------|----------------------|-------|
| 国内海運会社          | 4%                   | 1.2%  |
| 国内航空会社          | 6%                   | 1.8%  |
| 国際船舶および航空会社     | 6%                   | 2.64% |
| 石油・ガス探掘サービス外国企業 | 15%                  | —     |
| 一定の商業省管轄の駐在員事務所 | インドネシアへの輸出価額<br>の 1% | 0.44% |

居住法人による外国関連会社への児童玩具の委託製造（Toll Manufacturing）サービスは、原材料を除く総製造コストの 7% がみなし利益率とされ、30% の単一税率で課税される。

## 特定の事業活動

インドネシアの税金制度全体の中には、通常の課税制度が適用されない一部の例外もある。この例外としては、石油生産分担契約、金属・鉱物・石炭鉱業の作業契約、地熱発電所、保税地区の会社、保税倉庫業、外国援助プロジェクトなどがあげられる。パートナーシップ、個人商店等は、基本的には通常の税制に基づいて課税されるが、一部特別の取扱いがなされている。投資ファンド、年金ファンドやベンチャー・キャピタル会社に対しては、特定の課税免税措置が設けられている。

# 法 人 税

## 優遇措置

### 税務に影響しない買収・合併 (tax neutral-mergers)

事業合併、事業結合や事業分割での資産の譲渡は、通常、市場価格でなされなければならない。そのようなリストラから結果として生じた利益は課税対象でとなり、損失は所得の控除として申告することができる。

とはいっても、国税総局（DGT）の特別承認に基づいて、資産を帳簿価格で譲渡する形で、税務上の中立（Neutral）合併や中立結合を行うことができる。国税総局の特別承認を取得するためには、当該の合併や結合計画は、事業目的テストに合格しなければならない。税務対策を目的とした手配は禁止され、それ故に合併する会社からの税務上の損失は存続会社に引き継ぐことは許されない。

国税総局の特別承認に基づき、事業分割の場合にも、取引所への上場（IPO）計画の一部を構成する範囲で、帳簿価格で資産の移転を行うことが許される。この場合、国税総局の承認から1年以内に、当該会社は上場登録に関して証券取引所監督委員会（BAPEPAM）へ上場宣言を発効しなければならない。会社の管理を超える複雑な状況が起きた場合は、その期間を国税総局によって3年まで延ばすことができる。

### 税務優遇措置

投資調整庁（BKPM）長官の推薦に基づき、財務省に代わって国税総局（DGT）より一定の指定事業分野や指定された遠隔地域への投資する株式会社（PT）には、次の税務優遇措置が与えられる。

- 投資した資産を6年間譲渡しないことを条件に、投資総額の30%相当額（6年間にわたり年5%ずつ）迄の純利益の減額
- 税務上の加速減価償却
- 欠損金の繰越期間を10年間迄延長
- 非居住者への支払配当に対する源泉税を10%に軽減

とりわけ、指定事業分野には次の事業分野が含まれる

- a. 食品業
- b. 紡績縫製業
- c. パルプ・紙
- d. 工業化学材料
- e. 薬品
- f. ゴム・ゴム製品
- g. 鉄・鉄鋼
- h. 機械・設備
- i. 電気
- j. 陸上運送車両
- k. 造船・修理
- l. セメント（パプア、スラウェシとヌサ・タンガラでの）
- m. プラスチック製品・包装材（ジャワ以外）

# 法 人 税

## 投資優遇措置（つづき）

税務優遇措置についての国税総局（財務省）の承認を取得するためには、投資調整庁（BKPM）長官からの推薦を投資承認の申請とともに取得しなければならない。

同様な優遇措置が国税総局（DGT）によって、東部インドネシア地域の発展のため、経済発展統合地区（「KAPET」と略す）で事業を行う会社に認められる。DGT から、優遇措置について特別の承認を得なければならない。会社が保税のステータスを持っている場合にも、基本的に次のような保税地区の会社が享受していると同様の税務優遇措置が付与される。

- 一定の取引に対する付加価値税と高級品売上税の免除
- 生産活動に直接に関係する資本財とその他設備の輸入時前払税金（第 22 条）の免除
- 資本財、設備、生産工程のための物品と原材料に係わる輸入納付金（Import Duty）の延期
- 機械と特定のスペアパーツにかんして 4 年間の輸入納付金の免除

経済発展統合地区（KAPET）の指定は、特定の大統領令により規定され、現在 25 力所の地域が KAPET として認定されている。

## 上場会社への税金引き下げ

2008 年 1 月 1 日より発効にて、特定の上場会社に対し 5% の法人税引き下げが認められ、法人税率が 30% から 25% に下げられた。この優遇措置を享受するためには、上場会社はその発行株式の 40% 以上を、最低 300 人の株主によって保有されるなければならぬ、各株主の持ち株比率は 5% 以下で、年間を通じてこの条件を少なくとも 6 力月間維持しなければならない。特定の年度においてこれらの条件を 1 つでも満たさない場合は、優遇措置は適用されない。

## 固定資産の再評価から生じる利益

国税総局の承認を受けた固定資産の再評価から結果として生じる利益は、10% の最終分離課税が課される。（固定資産の再評価についての検討については、22- 23 ページを参照のこと）

## 外国借款と外国からの無償援助の政府プロジェクト

外国借款もしくは外国無償援助が資金調達された政府プロジェクトでは、関連する事業から稼得した収益に関して特別の税務処理が受けられる。認定されたプロジェクトには、基本的にプロジェクト合意書（DIP）もしくはそのた同様の書類が含まれる。

元請建設業者、元請コンサルタントと元請サプライヤーは、外国からの無償援助によるプロジェクトに関して、それらの所得税は政府により負担される。この優遇措置は 2000 年 6 月 23 日以前に契約されたプロジェクトを除き、現在、二次レベルの建設業者、コンサルタントやサプライヤー（即ち、元請建設業者、元請コンサルタントと元請サプライヤーから注文や仕事を請ける業者）にはもはや適用されない。

# 法 人 税

## 外国借款と外国からの無償援助の政府プロジェクト（づつき）

元請建設業者、元請コンサルタントと元請サプライヤーは、外国借款のプロジェクトに関しては 2000 年 6 月 23 日以前に契約された外国借款プロジェクトに限り、同様の優遇措置を享受している。外国借款のプロジェクトに関して、二次レベルの建設業者、コンサツタントやサプライヤーには税務優遇措置はない。

2000 年 6 月 23 日以前に署名された契約に限り、外国無償援助プロジェクトと外国借款プロジェクトに関しては、元請レベルもしくは二次レベルの建設業者、コンサツタント、サプライヤーで働く外国人雇用者に対する従業員所得税（第 21 条・26 条）も政府が負担する。

上記以外で、元請の建設業者、コンサルタントとサプライヤーは、外国無償援助もしくは外国借款の政府プロジェクトに関して物品の輸入や外国からの課税サービスもしくは無形財産権の使用に関して、次の税務優遇措置も享受する。

- 資本財の輸入納付金（Import Duty）の免除
- 付加価値税及び高級品売上税の免除
- 輸入品に係わる前払所得税（第 22 条）の免除

認定されたプロジェクトの引渡しが課税物品もしくは課税サービスである場合、元請の建設業者、コンサルタントとサプライヤーは関連する税務インボイスを所定通りに発行する。しかしながら、その付加価値税は回収されない。

認定されたプロジェクトがその一部分が外国借款もしくは外国無償援助で資金調達されているだけの場合、税務優遇措置は外国借款もしくは外国無償援助の金額に比例配分して決定されるべきである。

## 移転価格税制

関係当事者間の取引は、「独立企業間価格の原則」（Arm's length principles）に基づいて、終始一貫して取り扱わなければならない。この原則から逸脱が起きた場合は、国税総局（DGT）は、関係会社間の取引から発生する課税所得もしくは税務上の控除費用を「独立企業間価格の原則」に基づいて、再計算する権限が与えられている。

2008 年以前では、移転価格文書を要求する特別な要求はなかったが、2007 年の国税総則法の実施（2008 年 1 月 1 日より）に引き続き、政府は特に、関係会社間取引が独立企業間価格でなされていることを証明する手段として移転価格文書を要求している。この税務ポケットブックが印刷に回される時点では、何の文書が要求されるかは未だ明らかになっていない。

税法では、国税総局（DGT）と移転価格に関する事前価格合意（Advance Pricing Agreement, “APA”）を締結することが認められている。手続きには取引相手国の租税総局の協力を含めることも可能なものもあり、一旦、APA が合意されたなら、基本的に一定期間について有効となり、それが過ぎた後は交渉が再開される。この税務ポケットブックが印刷に回される時点では、事前価格合意に関する規則は制定されていない。

# 法 人 税

## サンセット・ポリシー

2007 年国税総則法の実施に伴い、納税者はその 2007 年以前の年度の年次法人税申告書 (CITR) を、未払税額に係わる遅延利息の罰金なしで訂正することが許される。通常ならば、未払税額があると月利 2%の遅延利息が課せられことになるところである。

遅延利息の免除以外にも、以下の優遇特権 (Concessions) が付与される。

- 年次法人税申告書の訂正において開示されたいかなるデータもその他の税金の査定書を発行する基礎として使われない。
- 訂正年次法人税報告書はそれが過払税金の還付請求をしているか、もしくは間違いであると証明されないかぎり、税務調査されない。
- 追加の税金支払を要求する訂正年次法人税報告書を提出すると、進行中の税務調査が停止される。これには訂正年次法人税申告書が提出された法人税の調査だけでなく、その関連する税金申告が税金の過払の還付請求をしていないかぎりその他の税金の調査も含まれる。とはいえ、国税局長官は、その独自の裁量権にて過払税金申告が無くとも税務調査の続行を決定することが認められる。

優遇特権は 2008 年の末までしか適用されない、従って、優遇特権を享受するためには、訂正年次法人税申告書は 2009 年 1 月 1 日以前に提出されなければならない。

# 個 人 所 得 稅

## 通常税率

個人居住者の所得に対する通常税率は次の通り：

| 課税所得<br>ルピア      | 税率<br>% | 税額<br>ルピア  |
|------------------|---------|------------|
| 最初の 25,000,000 迄 | 5       | 1,250,000  |
| 次の 25,000,000 迄  | 10      | 2,500,000  |
| 次の 50,000,000 迄  | 15      | 7,500,000  |
| 次の 100,000,000 迄 | 25      | 25,000,000 |
| 200,000,000 超    | 35      | -          |

## 優遇税率

居住者の個人納税者に対して、政府認定の年金基金、ジャムソステック制度からの老齢保障貯蓄と退職金の一時払い形式での所得については、次の優遇税率が適用される。

| 課税所得<br>ルピア      | 税率<br>% | 税額<br>ルピア  |
|------------------|---------|------------|
| -                | -       | 0          |
| 最初の 25,000,000 迄 | 5       | 1,250,000  |
| 次の 50,000,000 迄  | 10      | 5,000,000  |
| 次の 100,000,000 迄 | 15      | 15,000,000 |
| 200,000,000 超    | 25      | -          |

## 所得控除

個人居住者に対する年間での所得控除金額（PTKP）は次の通り、

|  | 年額（ルピア）    |
|--|------------|
| 納税者本人の基礎控除                                   | 13,200,000 |
| 配偶者控除  | 1,200,000  |
| 扶養控除（最高 3 人まで、1 人につき）                        | 1,200,000  |
| 業務関連控除（総所得の 5%、1 カ月最高 108,000 ルピア）           | 1,296,000  |
| Jamsostek 老齢貯蓄預金への従業員拠出金（総所得の 2%）            | 全額         |
| 適格年金基金への積立金額<br>(総所得の 5%、最高 1 カ月 36,000 ルピア) | 432,000    |

## 税務上の居住者

次の条件を満たす者は税務上の居住者として扱われる。

- g. インドネシアに住所を持つ者、もしくは
- h. 12 カ月以内に 183 日を超えてインドネシアに滞在している者、もしくは
- i. 課税年度内にインドネシアに滞在しインドネシアに居住する意志を持つ者

注記： 租税条約を有する国の国民等に対しては、条約にある居住者の定義が優先する。

非居住者のインドネシア源泉所得（16 ページ参照）に対しては 20% の源泉税（第 26 条所得税、租税条約で軽減税率あり）が課される。

# 個人所得税

## 税務登録と確定申告

上述の所得控除金額（PTKP）を超える年間所得のある居住者の個人納税者は、インドネシアの国税総局（DGT）に税務登録をし個人税番号を取得して、個人所得税の確定申告（1770 または 1770S 様式）を提出しなければならない。確定申告では、給与所得、資産運用所得、資産売却益、海外での所得とその他所得を含むすべての個人所得を報告し、個人の資産・負債の要約リストも一緒に添付することが要求される。

家族は、家族の代表者の名前（通常は、夫）で登録された一つの税務番号（NPWP）で報告され、一つの税金上の報告単位としてみなされる。その妻と子供の所得は、一つの申告書で夫の名前で申告され、それらの各々の所得に第 21 条の従業員所得税が課せられている場合は合算ベースで税金が再計算される。

## 納税方法

個人所得の大部分は第三者によって源泉徴収方式で徴収される。雇用主は、従業員に支給される給与とその他の報酬から第 21 条／26 条の従業員所得税を、毎月天引き源泉して納付する義務がある。従業員が居住者である場合、源泉される税金額は一般的な税率にもとづいて決定される。非居住者の納税者の場合は、総金額の 20%を源泉徴収される。  
(租税条約の適用がある場合は減率される)

個人に対するその他各種の支払もまた、支払者に源泉徴収の義務を課している。とりわけ、主な支払は以下の通り、

- 政府認定の年金財団から支払われた年金支払い。
- 退職金。
- ジャムソステック制度からの老齢年金貯蓄からの支払い。
- 奨学金。
- サービスフィー、賞金・副賞。

基本的に、上記から源泉徴収された税金は、一般的な通常税率に基づいて決定される。(特定の支払に対する優遇税率の適用の可能性については 8 ページを参照)。また、弁護士、ノータリス(公証人)、会計士、建築士、医者、保険数理士、鑑定士のような個人の職業専門家へのサービス料支払の際にも所得税(第 21 条)が源泉徴収される。この場合の実効税率はサービス料の 7.5%である。

「労働者退職金支給管理組織」に預けられた退職金に対する利子所得は従業員個人の所得とされ、「労働者退職金支給管理組織」が銀行の場合は 20%の源泉分離課税、銀行以外の場合は 15%の第 23 条源泉税の課税対象となる。

## 出国税

居住者は、インドネシア出国の際に、出国税(飛行機の場合 1,000,000 ルピア、船の場合 500,000 ルピア)を納める義務があるが、この出国税は個人所得税の前払いとして扱われる。海外ビジネス出張に伴う出国税を雇用主が負担する場合、納付された金額は雇用主の所得税(会社の法人税)の前払いとされ、そうでない場合は個人所得税から控除できる。

# 個人所得税

## 現物支給 (Benefits-in-Kind: BIK)

会社から与えられる乗用車、住居、子女教育費用、帰国休暇、会社負担の個人所得税額などの現物支給 (BIK) は、個人の課税対象所得とはならない。

同様に、防護服、ユニフォーム、仕事場への往復交通費、船員等への宿泊設備の提供、「遠隔地」での現物支給など、職務上必要な現物支給についても、個人の課税対象所得とはされない。

ただし、以下の雇用主から提供される現物支給は、従業員個人の課税対象所得とされる：

- 旧税法に基づいて課税されている鉱業、石油生産分与企業。
- 納税者となっていない外国企業の駐在員事務所。
- 源泉分離課税の対象となっている企業。
- みなし課税所得が適用される企業。

## 社会保障制度 (JAMsosteK)

インドネシアには、いまだ総合的な社会保障制度はないが、労働者社会保障（ジャムソスティック、JAMsosteK）制度がある。

業務上の傷害保険(Occupational Accident Security)と死亡保険（Death security program）の保険料は、雇用主により全額負担され、傷害保険料は、業種別に従業員の賃金の 0.24%から 1.74%まで 5 段階あり、死亡保険料は賃金の 0.3%である。

老齢貯蓄の積立 (Premium for Old Age Security) は、雇用主と従業員が、それぞれ従業員の賃金の 3.7 %および 2 %を拠出する。従業員の JAMsosteK への従業員負担分は雇用主により従業員の給与から天引きされる。外国人従業員は、母国で同様の社会保障に加入している証拠を提出できれば、ジャムソスティックの制度に参加する必要はない。

JAMsosteK には、扶養家族 3 名までをカバーする医療保険 (Health Maintenance Security) も設けられている。この医療保険への参加は任意である。すなわち、従業員に対してより優れた医療保険を掛けている会社は、JAMsosteK の医療保険制度へ参加しなくともよい。JAMsosteK の医療保険料は、従業員が既婚者の場合 6% (最高 60,000 ルピア／月)、独身者は 3% (最高 30,000 ルピア／月) である。

JAMsosteK の老齢貯蓄からの支給額は個人所得税の課税対象となる (8 ページ参照)。

## みなし給与

石油・天然ガス採掘関係の外国人従業員は、役職に応じて以下のみなし給与を推定されこのみなし給与所得に対する所得税が課される。

|            | US\$ /月 |
|------------|---------|
| ゼネラルマネジャー  | 11,275  |
| マネジャー      | 9,350   |
| 監督者および採掘技師 | 5,830   |
| 補助採掘技師     | 4,510   |
| その他のスタッフ   | 3,245   |

## 個 人 所 得 稅

### みなし給与（つづき）

みなし給与所得は、現物支給を含むその雇用の全ての報酬とされる。外国人雇用者に支払われた出国税は、それを税金手当としてみなし課税所得の加えて扱われる場合にのみ、本人の第21条従業員所得税から控除される。

### サンセット・ポリシー

法人納税者に対する優遇措置は、2009年1月1日以前にインドネシア税務署（ITO）に登録して個人納税番号（NPWP）を取得した個人納税者にも適用される。自らITOに登録して2008年中に個人納税番号を取得した個人は、未払税金額に係わる遅延利息の罰金を課されること無しに2007年までの全部の年次所得税申告書を提出できる。

# 源泉徴収税

## 概説

インドネシアの所得税の徵稅方法としては、主に源泉徵収システムが採用されている。これらの源泉徵収税の大部分は、それぞれの支払された日か、未払費用計上のされた日のどちらか早い方の翌月の 10 日までに納付しなければならない。各種源泉徵収税は、所得稅法 (PPh) の関連条文番号によって区分される。

### 1. 第 21 条 (PPh 21) : 給与と個人へのその他支払い

雇用主は、従業員に支給される給与から第 21 条の所得税（従業員所得稅）を毎月天引きして、従業員に代わって国庫に納付する義務がある。非居住者の個人へのその他の支払い（例えば個人のコンサルタントやサービス提供者へのフィ支払い）に対しても同様な源泉税が適用される。（7 ページの関連する税率を参照）

### 2. 第 22 条 (PPh 22) : 輸入等

第 22 条の所得税は、一般に、次の項目に適用される、

- 物品の輸入
- 国庫、政府予算総局や特定の国営会社からの支払がなされる政府への物品の販売
- 鉄鋼、自動車、タバコ、セメントと紙製品の販売と購入

指定された事項に対する税率は次の通りである、

| 事項                                   | 税率%  | 課税基準                       |
|--------------------------------------|------|----------------------------|
| 1 物品の輸入 - 自社で輸入ライセンス (API) を持っている場合、 | 2.5  | 輸入価額、即ち、CIF 価格プラス輸入関税の合計金額 |
| 2 物品の輸入 - 輸入ライセンス (API) を持たない場合、     | 7.5  | 同上                         |
| 3 国庫と特定の国営会社から支払いが起きる政府への物品の販売       | 1.5  | 販売価格                       |
| 4 鉄鋼製品の購入                            | 0.3  | 販売価格                       |
| 5 自動車製品の購入                           | 0.45 | 販売価格                       |
| 6 紙製品の購入                             | 0.10 | 販売価格                       |
| 7 セメントの購入                            | 0.25 | 販売価格                       |
| 8 タバコの購入                             | 0.15 | 小売価格                       |

## 注記

1. 次の 3 種類の輸入は、租税総局が発行した免税証書に基づき、自動的に免税となる。
  - 輸入納付金と付加価値税が免除される物品の輸入
  - 再輸出される物品の一時的な輸入
  - 物品の再輸出（再輸出後に修繕もしくは検査されるための）
2. 「源泉徵収」の指定は、上記の 3 に対してのみ適用される、「税金徵収役」（国庫、国営会社その他）は第 22 条所得税を特定のサプライヤー（納入業者）への未払金額から源泉徵収するという意味である、他の事項では指定物品の輸入者・購入者は、輸入・購入する物品の未払金額で第 22 条所得税を支払わなければならない。

# 源泉徴収税

## 注記（つづき）

3. 2 の国営会社には、PT テレコム（電電公社）、プルタミナ（石油公社）、ブルガ（Bulog、穀物公社）、バンク・インドネシア（中央銀行）、PLN（電力公社）、PT インドサット、PT ガルーダ・インドネシア航空、PT クラカタウ・スチールと国営銀行が含まれる。
4. 4 から 8 での物品の納入業者は、それらが、特別の国税総局（DGT）指名決定によってこの役割を引受けるため DGT に指名された場合にのみ、販売者から第 22 条所得税を回収できる。
5. 第 22 条所得税は、1 から 7 までは法人税の前払となり、8 では最終税金となる。
6. 特定の種類の物品や事業目的でない物品の輸入・購入に対しては税金が免除される。
7. 国庫と特定の国営会社からの支払が要求される政府への物品の販売。
8. 鉄鋼製品の購入。
9. 自動車部品の購入。
10. 紙製品の購入。
11. セメントの購入。
12. タバコの購入

## 3. 第 4 条 2 項（PPh 4-2）源泉税： 源泉分離課税（Final tax）

居住法人、恒久的施設、外国企業の駐在員事務所、事業組織体および指定された個人は、他の居住納税者と PE への下記の総支払額（VAT を除く）から最終税金を天引き徴収し納付する義務がある。

| 項目   | 税率 %        |
|--|-------------|
| 1 土地・建物の賃借料（レンタル）  | 10          |
| 2 定期預金と普通預金の金利、銀行・インドネシア債権（SBI）<br>の割引、但し、インドネシアで営業している銀行と政府承認の年<br>金基金が受領するものは除く。   | 20          |
| 3 インドネシア証券取引所での売却された債権の金利、但し、印<br>度ネシアで営業している銀行と政府承認の年金基金、証券取引<br>監督委員会（BAPEPAM）に登録している設立から 5 年間以内の<br>間の投資ファンドが受領するものは除く。 | 20          |
| 4 インドネシア証券取引所での株式の売却<br>創業株主は上場時の株式の市場価格の 0.5% を支払うことを選択<br>することが許され、そうしない場合は、事後の売却からの利益は<br>通常の税率で課税される。（下記 6 を参照のこと）     | 0.1         |
| 5 宝くじの当選賞金   | 25          |
| 6 政府公認の協会から「小規模事業者証明」を取得している「小規<br>模の建設業者」で契約金額が 10 億ルピア以下のサービス料<br>● 建設契約<br>● 建設プランニング<br>● 建設監督業務                       | 2<br>4<br>4 |

## 源 泉 徴 収 稅

### 4. 第 23 条 (PPh 23) 源泉税：居住者への支払

第 23 条の所得税は、銀行以外の居住納稅者と PE への配当、利子、レンタル料、ロイヤルティ、懸賞金および賞金、テクニカル・フィ、マネージメント・フィおよびその他のサービス料支払いに対する源泉税である。

居住法人、恒久的施設、外国企業の駐在員事務所、事業組織体および指定された個人は、他の居住者への下記の支払いがなされる際には、支払い側が 15%の第 23 条減泉税を天引き納付する義務がある。

#### a. 総額に対して

- 配当。(3 ページの「利益の分配」も参照のこと)
- プレミアム、ディスカウント、ローン保証料を含む利子。
- ロイヤルティ。
- 懸賞金および賞金。

#### b. 見積純所得 (Estimate Net Income、ENI) に対して

- 以下のサービスの報酬は、これにはレンタルも含む、見積純所得の 15%で第 23 条源泉税が課税される、実効税率（下記、下段の太字）は総額に対しての%で特定される。

| サービスの種類                                  | ENI (%、上段) 及び<br>総額に対する実効税率 (%、下段) |      |     |      |     |
|--|------------------------------------|------|-----|------|-----|
|  | 10                                 | 13.3 | 20  | 26.6 | 30  |
|  | 1.5                                | 2.0  | 3.0 | 4.0  | 4.5 |
| 1. 陸上運送車両のレンタル料                          | ●                                  |      |     |      |     |
| 2. 土地建物を除くそのた資産のレンタル料                    |                                    |      |     |      | ●   |
| 3. テクニカルサービス                             |                                    |      |     |      | ●   |
| 4. マネジメントサービス                            |                                    |      |     |      | ●   |
| 5. コンサルティングサービス、但し、建設コンサルタントを除く          |                                    |      |     |      | ●   |
| 6. 建設監督サービス                              |                                    |      |     | ●    |     |
| 7. 建設計画サービス                              |                                    |      |     | ●    |     |
| 8. 鑑定サービス                                |                                    |      |     |      | ●   |
| 9. 保険数理サービス                              |                                    |      |     |      | ●   |
| 10. 会計サービス                               |                                    |      |     |      | ●   |
| 11. デザインサービス                             |                                    |      |     |      | ●   |
| 12. 石油ガス鉱業での掘削サービス、(但し PE によってなされるものを除く) |                                    |      |     |      | ●   |
| 13. 石油ガス鉱業でのサポートサービス                     |                                    |      |     |      | ●   |
| 14. 石油ガス鉱業とサポートサービス以外の鉱業サービス             |                                    |      |     |      | ●   |
| 15. 航空と空港サポートサービス                        |                                    |      |     |      | ●   |
| 16. 森林伐採サービス                             |                                    |      |     |      | ●   |
| 17. 廃棄物処理サービス                            |                                    |      |     |      | ●   |

# 源 泉 徴 収 稅

| サービスの種類                                      | ENI（%、上段）及び<br>総額に対する実効税率（%、下段） |      |     |      |     |
|--|---------------------------------|------|-----|------|-----|
|  | 10                              | 13.3 | 20  | 26.6 | 30  |
|  | 1.5                             | 2.0  | 3.0 | 4.0  | 4.5 |
| 18. 人材派遣サービス                                 |                                 |      |     |      | ●   |
| 19. 仲介業サービス                                  |                                 |      |     |      | ●   |
| 20. 委託・保管サービス（但し証券取引所、KSEIとKPEIによって行われるもの除く） |                                 |      |     |      | ●   |
| 21. ダビング録音サービス                               |                                 |      |     |      | ●   |
| 22. フィルムミキシングサービス                            |                                 |      |     |      | ●   |
| 23. コンピュータとソフトウェア関連サービス                      |                                 |      |     |      | ●   |
| 24. 据付サービス（電気・機械、通信設備、                       |                                 |      |     |      | ●   |
| 25. 保守修繕サービス（電気・機械、通信設備                      |                                 |      |     |      | ●   |
| 26. 建設サービス                                   | ●                               |      |     |      |     |
| 27. 委託製造サービス（「Maklon」）                       |                                 | ●    |     |      |     |
| 28. 調査・警備サービス                                |                                 | ●    |     |      |     |
| 29. イベント・オーガナイザー                             |                                 | ●    |     |      |     |
| 30. 梱包サービス                                   | ●                               |      |     |      |     |
| 31. マスメディア、屋外広告他のサービス                        | ●                               |      |     |      |     |
| 32. 害虫駆除サービス                                 | ●                               |      |     |      |     |
| 33. 清掃サービス                                   | ●                               |      |     |      |     |
| 34. ケータリングサービス                               | ●                               |      |     |      |     |

## 5. 第 26 条 (PPh 26) 源泉税： 非居住者への支払

居住納税者（居住者、居住法人）、事業組織体、外国企業の駐在員事務所は、非居住者に対して次の支払いをする際には、20% の第 26 条源泉税を天引き納付する義務がある。

### a. 総額に対して

1. 配当。
2. プレミアム、ディスカウント、ローン保証料、スワッププレミアムを含む利子。
3. ロイヤルティ、レンタル料および資産使用に対する支払い。
4. 各種サービスに対する報酬。
5. 懸賞金および賞金。
6. 年金およびその他の定期的な支払い。
7. 支店／恒久的施設（PE）の法人税引後利益のみなし送金、PE の税引後利益は、その利益がインドネシアにおいて、インドネシアに設立され、所在する企業に、創立者もしくはその一員として資本参加の形で再投資される場合は、上記源泉税が免除される。

## 源 泉 徵 収 稅

### 5. 第 26 条 (PPh 26) 源泉税： 非居住者への支払（つづき）

#### b. 見積純所得 (ENI) に対して

|                     | ENI<br>% | 実効税率<br>(総額に対<br>する%) |
|---------------------|----------|-----------------------|
| 海外保険会社に支払う保険料       |          |                       |
| ・ 個人被保険者による支払       | 50       | 10                    |
| ・ インドネシアの保険会社による支払  | 10       | 2                     |
| ・ インドネシアの再保険会社による支払 | 5        | 1                     |
| 非居住者による未上場会社株式の売却   | 25       | 5                     |

上記支払いの受領者がインドネシアとの租税条約国居住者の場合は源泉税率が軽減もしくは免除される場合がある。利子、ロイヤルティ、配当に関して、租税条約の恩恵（源泉税率の軽減もしくは免除）は関連する恩恵受領者（Beneficial Owner）への支払いについてだけ認められる。

### 6. 株式の売却

上場株式の売却は取引価額の 0.1% の源泉分離課税の対象となる。新規上場時には、株式が売却されたか否かにかかわらず、創業者の所有株式価値の 0.5% が源泉分離課税の対象となる。創業者はこの 0.5% の源泉分離課税の代わりに、株式を実際に売却した時点で売却益に対する通常の課税を選択することもできる。租税条約締結国の居住者はこれらの源泉税が免除される場合がある。

非居住者による未上場株式売却は、租税条約で保護されない限り、取引価額の 5% の源泉分離課税の対象となる。株式がインドネシアの居住者に売却された場合、インドネシアの購入者に源泉義務が生じる。株式が非居住者の購入者に売却された場合、源泉義務はインドネシアの会社が引き続き負う。

売主がインドネシアと租税条約を持つ国の居住者の場合、上記の税金の免除を受ける権利を与えられることがある。

## 租 税 条 約

インドネシアとの租税条約は、サービスフィーに対する源泉税の免除や、インドネシアが署名した租税条約の相手国の居住者によって受領される配当、利子、ロイヤルティと支店の税引後利益に対する源泉税の軽減の様式で、税務的な恩恵を提供する。サービスフィーの税金免除は基本的に、収益を得る外国の当事者がインドネシアに恒久的施設（PE, Permanent Establishment）を持たない場合にのみ付与される。

軽減税率を要求するためには、外国当事者は、国税総局に対して収益を支払うインドネシア当事者を通じて少なくとも「居住者証明書」(COR, Certificate Of Residence) を提示しなければならない。(訳注、国税総局の事前承認は不要である、事後提示で足りる)  
この COR の提出がないと税務的恩恵の付与は取り消され、20%の源泉税が課税される。

利子、配当とロイヤルティに関して、恩恵受益者（Beneficial Owner）だけが租税条約の恩恵を享受しうる当事者として認知される。恩恵受益者は税法と税務規則では明確に定義されていないが、トンネル会社 (conduit companies)、通過会社 (pass-through companies)、ペーパー・カンパニー同類の会社は非恩恵享受者として言明される。

インドネシアとの租税条約の下で適用される源泉税率の要約は、以下の通り

| 注記          | 配当（資産<br>運用目的） | 配当（經營<br>参加目的） | 利 子     | ロイヤルティ | 支店の税<br>引後利益 |
|-------------|----------------|----------------|---------|--------|--------------|
|             | %              | %              | %       | %      | %            |
| 1. アルジェリア   | 15             | 15             | 15/ 0   | 15     | 10           |
| 2. オーストラリア  | 15             | 15             | 10/ 0   | 15/10  | 15           |
| 3. オーストリア   | 15             | 10             | 10/ 0   | 10     | 12           |
| 4. ベルギー     | 15             | 10             | 10/ 0   | 10     | 10           |
| 5. ブルネイ     | 15             | 15             | 15/ 0   | 15     | 10           |
| 6. ブルガリア    | 15             | 15             | 10/ 0   | 10     | 15           |
| 7. カナダ      | 15             | 10             | 10/ 0   | 10     | 15           |
| 8. 中国       | 10             | 10             | 10/ 0   | 10     | 10           |
| 9. チェコ      | 15             | 10             | 12.5/ 0 | 12.5   | 12.5         |
| 10. デンマーク   | 20             | 10             | 10/ 0   | 15     | 15           |
| 11. エジプト    | 15             | 15             | 15/ 0   | 15     | 15           |
| 12. フィンランド  | 15             | 10             | 10/ 0   | 15/10  | 15           |
| 13. フランス    | 15             | 10             | 15/10/0 | 10     | 10           |
| 14. ドイツ     | 1              | 15             | 10      | 10/ 0  | 15/10        |
| 15. ハンガリー   | 4.5            | 15             | 15      | 15/ 0  | 15           |
| 16. インド     | 15             | 10             | 10/ 0   | 15     | 10           |
| 17. イラン     | 7              | 7              | 10/ 0   | 12     | 7            |
| 18. イタリア    | 15             | 10             | 15/ 0   | 15/10  | 12           |
| 19. 日本      | 15             | 10             | 10/ 0   | 10     | 10           |
| 20. ヨルダン    | 4              | 10             | 10/ 0   | 10     | 20           |
| 21. 北朝鮮     | 10             | 10             | 10/ 0   | 10     | 10           |
| 22. 韓国      | 2              | 15             | 10      | 10/ 0  | 15           |
| 23. クウェート   | 5              | 10             | 10      | 5/ 0   | 20           |
| 24. ルクセンブルク | 1              | 15             | 10      | 10/ 0  | 12.5         |
| 25. マレーシア   | 7              | 15             | 15      | 15/ 0  | 15           |
| 26. モーリシャス  | 6              | 10             | 5       | 10/ 0  | 10           |

## 租 税 条 約

|             | 配当（資産運用目的） | 配当（経営参加目的） | 利子      | ロイヤルティ | 支店の税引後利益 |
|-------------|------------|------------|---------|--------|----------|
| 27.メキシコ     | 10         | 10         | 10/ 0   | 10     | 10       |
| 28.モンゴル     | 10         | 10         | 10/ 0   | 10     | 10       |
| 29.オランダ     | 3          | 15         | 10      | 10     | 9        |
| 30.ニュージーランド | 4          | 15         | 15      | 10/ 0  | 15       |
| 31.ノルウェー    |            | 15         | 15      | 10/ 0  | 15/10    |
| 32.パキスタン    | 1          | 15         | 10      | 15     | 10       |
| 33.パプアニュギニア | 20         | 15         | 15/10/0 | 15     | 20       |
| 34.フィリピン    | 20         | 15         | 15/10/0 | 15     | 20       |
| 35.ポーランド    |            | 15         | 10      | 15     | 10       |
| 36.ポルトガル    |            | 10         | 10      | 15     | 10       |
| 37.ルーマニア    |            | 15         | 12.5    | 12.5   | 12.5     |
| 38.ロシア      | 15         | 15         | 15/ 0   | 15     | 12.5     |
| 39.セーシェル    | 10         | 10         | 10/ 0   | 10     | 20       |
| 40.シンガポール   |            | 15         | 10      | 15     | 15       |
| 41.スロバキア    |            | 10         | 10      | 15/10  | 10       |
| 42.南アフリカ共和国 | 4,5        | 15         | 10      | 10     | 20       |
| 43.スペイン     |            | 15         | 10      | 10     | 10       |
| 44.スリランカ    | 4          | 15         | 15      | 15     | 20       |
| 45.スーダン     |            | 10         | 10      | 10     | 10       |
| 46.スウェーデン   |            | 15         | 10      | 10/ 0  | 15/ 10   |
| 47.スイス      | 1          | 15         | 10      | 10/ 0  | 12.5     |
| 48.シリア      |            | 10         | 10      | 20/ 15 | 10       |
| 49.台湾       |            | 10         | 10      | 10/ 0  | 10       |
| 50.タイ       |            | 15         | 15      | 15/10  | 20       |
| 51.チュニジア    |            | 12         | 12      | 12/ 0  | 12       |
| 52.トルコ      |            | 15         | 10      | 10/ 0  | 10       |
| 53.ウクライナ    |            | 15         | 10      | 10     | 10       |
| 54.アラブ首長国連邦 |            | 10         | 10      | 5/ 0   | 5        |
| 55.イギリス     |            | 15         | 10      | 10/ 0  | 15/10    |
| 56.アメリカ合衆国  |            | 15         | 10      | 10/ 0  | 10       |
| 57.ウズベキスタン  |            | 10         | 10      | 10/ 0  | 10       |
| 58.ベネズエラ    |            | 15         | 10      | 10/ 0  | 20/10    |
| 59.ベトナム     |            | 15         | 15      | 15/ 0  | 10       |

注記 :

- (1) インドネシア国内で提供されたテクニカル、マネジメント、コンサルティングサービスへの対価に対する源泉税率は、イス、ドイツ、ルクセンブルク、パキスタンについて、それぞれ 5%、7.5%、10%、15%である。
- (2) 国際線の船舶、航空機の事業から得られる収益は VAT が遡及的に免除される。
- (3) 新租税条約が 2004 年 1 月 1 日から発効した。インドネシアとオランダとの間の合意が係争中であり、特定の利子へのゼ口率の税金は延期されている。
- (4) 租税条約の条項には税率が明示されていないため、インドネシア税務当局は、インドネシアの国内税法の税率（20%）が適用されると解釈している。

- (5) 利益が実際に送金された場合にのみ適用される  
 (6) 1999年1月1日から2004年12月31日の間でのみ有効である。  
 (7) 批准書に従い、ラブハンは租税条約目的ではマレーシアの領土から除かれ、利子配当、ロイヤルティの源泉税は10%に減率される

上記租税条約に加え、サウジアラビア、モロッコ、バングラデシュ、クロアチア、南アフリカ共和国およびラオスとの間で、両国間の航空輸送会社の活動にかかる租税および関税免除の相互同意書がある。

## 租 税 条 約

### 恒久的施設（PE）のタイムテスト

特定の活動は、それが「タイムテスト」を超えてインドネシアでなされるとPEを発生する。以下の表は、関連する租税条約で特定されたこれらの活動についてのタイムテストの要約である。

|              | 建物の建設 | 機械設備の据付 | 組立作業 | 監督作業 | その他のサービス |
|--------------|-------|---------|------|------|----------|
| 1. アルジャリア    | 3ヶ月   | 3ヶ月     | 3ヶ月  | 3ヶ月  | 3ヶ月      |
| 2. オーストラリア   | 120日  | 120日    | 120日 | 120日 | 120日     |
| 3. オーストリア    | 6ヶ月   | 6ヶ月     | 6ヶ月  | 6ヶ月  | 3ヶ月      |
| 4. ベルギー      | 6ヶ月   | 6ヶ月     | 6ヶ月  | 6ヶ月  | 3ヶ月      |
| 5. ブルネイ      | 183日  | 3ヶ月     | 3ヶ月  | 183日 | 3ヶ月      |
| 6. ブルガリア     | 6ヶ月   | 6ヶ月     | 6ヶ月  | 6ヶ月  | 120日     |
| 7. カナダ       | 120日  | 120日    | 120日 | 120日 | 120日     |
| 8. 中国        | 6ヶ月   | 6ヶ月     | 6ヶ月  | 6ヶ月  | 6ヶ月      |
| 9. チェコ       | 6ヶ月   | 6ヶ月     | 6ヶ月  | 6ヶ月  | 3ヶ月      |
| 10. デンマーク    | 6ヶ月   | 6ヶ月     | 3ヶ月  | 6ヶ月  | 3ヶ月      |
| 11. エジプト     | 6ヶ月   | 4ヶ月     | 4ヶ月  | 6ヶ月  | 3ヶ月      |
| 12. フィンランド   | 6ヶ月   | 6ヶ月     | 6ヶ月  | 6ヶ月  | 3ヶ月      |
| 13. フランス     | 6ヶ月   | -       | 6ヶ月  | 183日 | 183日     |
| 14. ドイツ      | 6ヶ月   | 6ヶ月     | -    | -    | -        |
| 15. ハンガリー    | 3ヶ月   | 3ヶ月     | 3ヶ月  | 3ヶ月  | 4ヶ月      |
| 16. インド      | 183日  | 183日    | 183日 | 183日 | 91日      |
| 17. イラン      | 6ヶ月   | 6ヶ月     | 6ヶ月  | 6ヶ月  | 183日     |
| 18. イタリア     | 6ヶ月   | 6ヶ月     | 6ヶ月  | 6ヶ月  | 3ヶ月      |
| 19. 日本       | 6ヶ月   | 6ヶ月     | -    | 6ヶ月  | -        |
| 20. ヨルダン     | 6ヶ月   | 6ヶ月     | 6ヶ月  | 6ヶ月  | 1ヶ月      |
| 21. 北朝鮮      | 12ヶ月  | 12ヶ月    | 12ヶ月 | 12ヶ月 | 6ヶ月      |
| 22. 韓国       | 6ヶ月   | 6ヶ月     | 6ヶ月  | 6ヶ月  | 3ヶ月      |
| 23. クウェート    | 3ヶ月   | 3ヶ月     | 3ヶ月  | 3ヶ月  | 3ヶ月      |
| 24. ルクセンブルク  | 5ヶ月   | 5ヶ月     | 5ヶ月  | 5ヶ月  | -        |
| 25. マレーシア    | 6ヶ月   | 6ヶ月     | 6ヶ月  | -    | 3ヶ月      |
| 26. モーリシャス   | 6ヶ月   | 6ヶ月     | 6ヶ月  | 6ヶ月  | 4ヶ月      |
| 27. メキシコ     | 6ヶ月   | 6ヶ月     | 6ヶ月  | 6ヶ月  | 91日      |
| 28. モンゴル     | 6ヶ月   | 6ヶ月     | 6ヶ月  | 6ヶ月  | 3ヶ月      |
| 29. オランダ     | 6ヶ月   | 6ヶ月     | 6ヶ月  | 6ヶ月  | 3ヶ月      |
| 30. ニュージーランド | 6ヶ月   | 6ヶ月     | 6ヶ月  | 6ヶ月  | 3ヶ月      |
| 31. ノルウェー    | 6ヶ月   | 6ヶ月     | 6ヶ月  | 6ヶ月  | 3ヶ月      |
| 32. パキスタン    | 3ヶ月   | 3ヶ月     | 3ヶ月  | 3ヶ月  | -        |

## 租 稅 条 約

|             | 建物の建設<br>据付 | 機械設備の<br>据付 | 組立作業  | 監督作業  | その他の<br>サービス |
|-------------|-------------|-------------|-------|-------|--------------|
| 33.パプアニュギニア | 120 日       | 120 日       | 120 日 | 120 日 | 120 日        |
| 34.フィリピン    | 6 カ月        | 3 カ月        | 3 カ月  | 6 カ月  | 183 日        |
| 35.ポーランド    | 183 日       | 183 日       | 183 日 | 183 日 | 120 日        |
| 36.ポルトガル    | 6 カ月        | 6 カ月        | 6 カ月  | 6 カ月  | 183 日        |
| 37.ルーマニア    | 6 カ月        | 6 カ月        | 6 カ月  | 6 カ月  | 4 カ月         |
| 38.ロシア      | 3 カ月        | 3 カ月        | 3 カ月  | 3 カ月  | —            |
| 39.セーシェル    | 6 カ月        | 6 カ月        | 6 カ月  | 6 カ月  | 3 カ月         |
| 40.シンガポール   | 183 日       | 183 日       | 183 日 | —     | 90 日         |
| 41.スロバキア    | 6 カ月        | 6 カ月        | 6 カ月  | 6 カ月  | 91 日         |
| 42.スペイン     | 183 日       | 183 日       | 183 日 | 183 日 | 3 カ月         |
| 43.南アフリカ共和国 | 6 カ月        | 6 カ月        | 6 カ月  | 6 カ月  | 120 日        |
| 44.スリランカ    | 90 日        | 90 日        | 90 日  | 90 日  | 90 日         |
| 45.スーダン     | 6 カ月        | 6 カ月        | 6 カ月  | 6 カ月  | 3 カ月         |
| 46.スウェーデン   | 6 カ月        | 6 カ月        | 6 カ月  | 6 カ月  | 3 カ月         |
| 47.スイス      | 183 日       | 183 日       | 183 日 | 183 日 | —            |
| 48.シリア      | 6 カ月        | 6 カ月        | 6 カ月  | 6 カ月  | 183 日        |
| 49.台湾       | 6 カ月        | 6 カ月        | 6 カ月  | 6 カ月  | 120 日        |
| 50.タイ       | 6 カ月        | 6 カ月        | 6 カ月  | 6 カ月  | 183 日        |
| 51.チュニジア    | 6 カ月        | 6 カ月        | 6 カ月  | 6 カ月  | 3 カ月         |
| 52.トルコ      | 3 カ月        | 3 カ月        | 3 カ月  | 3 カ月  | 183 日        |
| 53.アラブ首長国連邦 | 6 カ月        | 6 カ月        | 6 カ月  | 6 カ月  | 6 カ月         |
| 54.ウクライナ    | 6 カ月        | 6 カ月        | 6 カ月  | 6 カ月  | 4 カ月         |
| 55.イギリス     | 183 日       | 183 日       | 183 日 | 183 日 | 91 日         |
| 56.アメリカ合衆国  | 120 日       | 120 日       | 120 日 | 120 日 | 120 日        |
| 57.ウズベキスタン  | 6 カ月        | 6 カ月        | 6 カ月  | 6 カ月  | 3 カ月         |
| 58.ベネズエラ    | 6 カ月        | 6 カ月        | 6 カ月  | 6 カ月  | —            |
| 59.ベトナム     | 6 カ月        | 6 カ月        | 6 カ月  | 6 カ月  | 3 カ月         |

## 減価償却と償却

### 有形固定資産の減価償却

耐用年数が 1 年を超える有形資産の取得費用は、以下の分類に従い、未償却残高法（定率法）あるいは定額法のいずれかを選択し、継続適用して減価償却する。

#### 1. 第1分類 - 耐用年数が 4 年以下 50% 定率法、または 25% 定額法

例：コンピュータ、プリンター、スキャナー、木製・ラタン製家具および設備、オフィス機器、モーターバイク、特定産業／サービス業用の特殊工具器具、キッチン器具、農・林・漁業の手工具、飲食業で使用される軽機器、公共輸送に使用される自動車、セミコンダクター業の設備

#### 2. 第2分類 - 耐用年数が 4 年超 8 年以下 25% 定率法、または 12.5% 定額法

例：金属製家具・器具、エアコン、自動車、バス、トラック、スピードボート、コンテナ等、農・林・漁・飲食・軽機械工業で使用される機械、製材機器、建設機械、輸送用重車両・倉庫・通信・テレコム設備、セミコンダクター業の設備

#### 3. 第3分類 - 耐用年数が 8 年超 16 年以下 12.5% 定率法、または 6.25% 定額法

例：石油・天然ガス以外の採掘用機械、繊維・材木・化学・機械工業用の機械、重機器、輸送・通信用のドック・船舶、他の分類に含まれていないその他の資産

#### 4. 第4分類 - 耐久年数が 20 年 10% 定率法、または 5% 定額法

例：建設用重機器、機関車、鉄道車両、船舶、ドック

#### 5. 建物類

|  |           |
|--|-----------|
| 耐久年数が 20 年の常設建物                                | - 5% 定額法  |
| 耐久年数が 10 年の非常設建物<br>(建設権に関する不動産取得税 DAL&BR を含む) | - 10% 定額法 |

各分類に属する資産のリストは財務大臣令によって公布されている。また、これとは別に、石油・ガス産業用の減価償却資産リストも財務大臣令によって規定されている。

特定産業と KAPET「経済発展統合地区」(5 ページ参照) で使用される資産には特別のルールが適用される。

## 減価償却と償却

### 無形資産の償却 (Amortization)

恩恵年数が 1 年を超える無形資産および費用（建物使用権、商業使用権、土地建物使用権等の期限延長費用を含む）には次の償却方法が適用される。

1. 恩恵年数に応じて、「有形固定資産の減価償却」の分類 1、2、3、4 に示された率の定額法または定率法で償却する。

|        |   |      |
|--------|---|------|
| 第 1 分類 | — | 4 年  |
| 第 2 分類 | — | 8 年  |
| 第 3 分類 | — | 16 年 |
| 第 4 分類 | — | 20 年 |

分類は最も近い耐用年数を基準に決定される（すなわち、恩恵年数が 6 年の無形資産は第 1 分類か第 2 分類のどちらかを適用、恩恵年数が 5 年の無形資産は第 1 分類となる）。

2. 創業費、増資に係わる費用は、支出が発生した時点で全額損金算入するか、あるいは以下の比率で定率法または定額法で償却する。

|        |   |           |               |
|--------|---|-----------|---------------|
| 第 1 分類 | — | 50% 定率法   | または 25% 定額法   |
| 第 2 分類 | — | 25% 定率法   | または 12.5% 定額法 |
| 第 3 分類 | — | 12.5% 定率法 | または 6.25% 定額法 |
| 第 4 分類 | — | 10% 定率法   | または 5% 定額法    |

3. 石油・天然ガスの採掘権取得費用（恩恵年数が 1 年を超えるもの）は、生産高比例 (PRODUCTION UNIT) 法で償却する。
4. 採鉱権取得費用、森林使用権およびその他の天然資源開発権取得費用（恩恵年数が 1 年を超えるもの）も生産高比例法で償却するが、この場合、年間償却額が 20% を超えてはならない。
5. 商業活動開始以前の費用で恩恵年数が 1 年を超えるものは、資産計上して上記 2. の比率に従い償却する。

### 資産移転

会社の資産の売却から資産売却益もしくは資産売却損が計上される、売却損益の金額はその実際の売却価格と当該資産の税務上の簿価との差額によって決定される。資産売却益は課税対象となるが、資産売却損はその資産が「事業の遂行上必要とされる」場合だけ（即ち、課税利益の稼得し、回収し、保証する場合だけ）税務上の費用となる。

### 固定資産の再評価

国税総局 (DGT) の承認を得て、米ドル会計を採用している場合を除き、居住法人と恒久的施設 (PE) は、税務目的でその固定資産を再評価することができる。

## 減価償却と償却

### 固定資産の再評価（続き）

また、インドネシアに所在する事業関連資産の全部、またはその一部分を再評価できるが、5年に1回を限度とする。国税総局（DGT）に承認を求める前に、再評価をしようとする会社はその未納付の税債務を全て支払っていること（納税者に未納付の税債務がないこと）が確認されなければならない。

再評価は市場価格もしくは公正価格に基づきなされなければならない、市場価格は政府公認の鑑定会社によって決定されるが、DGTの査定から、その鑑定価格がそれら資産の市場価格、または公正価格を表していないとされる場合はDGTによって修正される。

承認が下りたら、償却性資産に関する限りその減価償却を、新しい税務上の簿価（承認価格）に基づき、新規に資産が取得されたごとに耐用年数を適用して行わなければならない。

再評価された資産の公正な市場価額がその税務上の簿価を超過した金額は、再評価を実施した年及びそれ以前の年の税務上の損失と相殺される。これらの損失との相殺後で、残った金額（正味再評価益）は10%の最終分離課税の対象とされる。DGTの特別承認に基づいて、財政難に直面している納税者には、この税金を1年から5年間に分割して納付すつことが認められる。

第1分類と第2分類に入る固定資産は少なくともその耐用年数の終了するまで保持しなければならない。土地、建物と第3分類と第4分類に入る資産はその再評価日から少なくとも10年間は保持しなければならない。資産がその最低保持期間の終了する前に売却・譲渡された場合には、上記に加えて20%の最終所得税が追加課税される。（ただし、政府への資産譲渡、また免税措置の対象となる事業合併、結合や事業分割に関連して実施された資産譲渡には、当該追加課税は適用されない）

# 付 加 価 値 稅

## 概要

付加価値税（Value Added Tax、VAT）は、基本的に、インドネシア関税地域内での、課税物品の引渡しや課税サービスの提供の事象があったときに課税される。課税対象の事象には、以下のものが含まれる、

- a. 会社による関税地域内での課税物品の引渡し
- b. 課税物品の輸入
- c. 会社による関税地域内での課税サービスの提供
- d. 関税地域外で創造された無形の課税物品（財産権）の課税地域内での使用と消費
- e. 課税地域外で創造された課税サービスの課税地域内での使用と消費
- f. 会社による課税物品の輸出

課税物品の引渡しは非常に広義に定義され、次のものが含まれる、

- a. 契約に従った課税物品の権利の引渡し
- b. 買取権付きのリースやファイナンス・リース契約に従った課税物品の移転
- c. 仲介業者や入札官への課税物品の引渡し
- d. 課税物品の自家使用や無償提供
- e. 会社解散時の課税物品の残余や当初売却を予定していなかった特定資産の残余
- f. 会社内での課税物品の引渡し（例えば、支店間、本店と支店間）、但し、会社が国税総局（DGT）から VAT 申告の集中化の承認を得ている場合を除く、
- g. 委託物品の引渡し

## 税率と課税基礎額

VAT の税率は基本的に 10% であり、政府規則により 5% から 15% の範囲で増減できる。しかしながら、物品の輸出に係わる VAT は 0% である。タバコ製品の引渡しと輸入に係わる VAT の実効税率は 8.5% である。

特別な課税事象に対する VAT は、それに関連する課税基礎額に VAT の税率が適用されて計算される。ほとんどの場合、課税基礎額は当事者間で合意された取引価額である。特定の事象や状況、その他の要因について、課税基礎額として使用されるのは、以下の金額でなければならない、

- 市場価格、— 関連当事者間の取引、会社清算時の課税物品の在庫の残余と当初売却を予定していなかった（在庫以外の）資産の売却
- 売上原価 — 自家消費、課税物品の無償供与と社内引渡し
- 落札価格 — 入札官の仲介業者への課税物品の引渡し
- 売却価格の 10% — 中古自動車の売却
- 「サービス料、引当と割引」の合計の 5% — ファクタリング・サービス
- 平均売却価格 — ビデオ・オーディオ製品
- 土地の取得価格を除く発生・支払原価の 4% — 建物の自家建設
- 小売価格 — タバコ製品の引渡しと輸入
- 実際請求額の 10% — 一括船積みサービス

# 付 加 価 値 稅

法律で別記されない限り、全ての物品とサービスが課税物品と課税サービスとなる。税法上の「ネガティブリスト」は、以下に分類される物品とサービスについて、「非課税物品」もしくは「非課税サービス」として明記される。

## 非課税物品 :

- a) 原油、天然ガス、地熱エネルギー、砂・採石、未加工の石炭、鉄鉱石、スズ鉱石、銅鉱石、銀鉱石、ボーキサイト等、鉱脈から直接採集される鉱産物
- b) 生活上の最必需品：米、食塩、トウモロコシ、大豆、サゴ（原生林から採取する食用粉）
- c) ホテル、レストラン等での飲食物
- d) 貨幣、金、有価証券

## 非課税サービス :

- a) 医療サービス
- b) 福祉（孤児、葬儀）サービス
- c) 切手を使用する郵便サービス
- d) 銀行、保険、ファイナンス・リースサービス
- e) 宗教サービス
- f) 教育サービス
- g) エンターテイメント税（地方税）の課税対象とされている商業用美術、エンターテイメント関係サービス
- h) 広告宣伝用でないテレビ・ラジオ放送サービス
- i) 陸海の公共輸送、国際航空サービス
- j) マンパワー（人材派遣・人材トレーニング等）サービス
- k) ホテルサービス
- l) 政府機関による公共サービス

## 付加価値税（VAT）の申告

課税業者に指定された会社と個人は、毎月その事業活動を報告し、それに伴う VAT 債務を支払うことが義務付けられている。基本的に、VAT は各事業所ベースで処理され、それ故、会社が、それぞれ管轄地域が異なっている「地方」税務署の下にあるいくつかの事業所（支店）を通じて事業を運営している場合には、管轄地の地方税務署ごとに登録しなければならない。このような状況においては課税物品の社内（支店間）引渡しが VAT の対象となる。

国税総局（DGT）の許可をとって、会社はその VAT 申告を集中化することができ、それにより課税物品の社内引渡しを VAT の対象から除外できる。DGT の許可をとるために、販売事務集中化や課税物品の引渡しが集中化される事業所の限定などの、いくつかの条件を充足する必要がある。但し、電子税務申告( e-tax return ) を採用する会社は、DGT に書面での通知を提出するだけでその他の条件の充足を問わずに VAT 申告の集中化を探ることが許される。また、上記 VAT 申告の集中化の「届出」をしていなくても、一定の税務署（PMA税務署、バドラ税務署、上場会社・大規模納税者税務署（LTO）や中規模納税者税務署（MTO））に登録している会社は、VAT 申告を集中化して行うことが要求される。

# 付 加 價 値 稅

## インプット・アウトプットの仕組み

VAT 債務は基本的にインプット・アウトプットの仕組みで精算される。基本的に課税商品や課税サービスの売り手は、買い手に VAT を請求する。売り手の立場からはこの VAT はアウトプット VAT（仮受 VAT、売上 VAT）である。買い手は VAT を売り主に支払わねばならず、これは買い主の立場からはインプット VAT（仮払 VAT、仕入 VAT）である。課税物品が買い手の事業に関連している範囲で、このインプット VAT は買い手のアウトプット VAT と相殺できる。同様に、売り手もアウトプット VAT と課税物品や課税サービスを取得した時に払ったインプット VAT とを相殺する。

特定の月のアウトプット VAT の累計額が同じ期間のインプット VAT の累計額を上回った場合、当該納税者は翌月の 15 日までにその超過分を納税する義務がある。反対に、特定の月のインプット VAT の累計額が同じ期間のアクトプット VAT の金額を上回った場合は、納税者は月次ベースで払い戻し還付の請求をするか、もしくは払い過ぎた分を翌月に以降に繰り越す（翌月以降のアウトプット VAT と相殺する）ことができる。

輸入品にかかる輸入 VAT と外国からの有形サービスの消費や無形財産権の使用にかかる「自己申告の VAT」は、標準的なインプット・アウトプットの仕組みの範囲で理解することができる。つまり、非居住者の売り手もしくはサービス提供者はインドネシアの買い手・輸入者に VAT を請求する（VAT インボイスを発行する）ことができないので、インドネシアの買い手・輸入者が、非居住者の売り手もしくはサービス提供者に代わって、その VAT を納付しなければならない。その輸入された物品や受けたサービスが輸入者・サービスの受領者の事業遂行に関連している範囲で、それらのインプット VAT（輸入 VAT と自己申告の VAT）は、アウトプット VAT との相殺控除ができる。

しかしながら、「VAT 徴収役（VAT Collector）」への課税物品と課税サービスの引渡しは、標準的な仕組みの例外である。現在、VAT 徴収役は、国庫（State Treasury）かプルタミナを含む生産分与契約（PSC）のどちらかである。その名前が示すように、VAT 徴収役は、課税物品・課税サービスの引渡しにかかる課税業者（売り手）への VAT を徴収し、売り手やサービス提供者に VAT を支払うのではなく、直接政府に納付することを要求されている。VAT 徴収役に課税物品や課税サービスの引渡しに従事する会社は、したがって、VAT の過払いになる傾向がある。（27 ページの VAT の還付を参照のこと）。

## インプット VAT の相殺

VAT は月次ベースで国税総局（DGT）に申告される。特定の課税期間（月）のインプット VAT は、基本的には同じ課税期間のアウトプット VAT に対して相殺控除されなければならないが、その特定の課税期間の終了のあと 3 カ月以内ならまだ相殺ができる。但し、インプット VAT を費用に計上していないこと、税務調査が未だ入ってないことが条件となる。

VAT インボイスが「有効」である（適切に作成されている）ことは、インプット VAT を相殺に使用するために特に大事である。VAT インボイスが「標準 VAT インボイス（Standard tax invoice）」として資格をもつためには、以下の事項が、最低限の情報として確実に記載されている必要がある。

# 付 加 価 値 稅

## インプット VAT の相殺（続き）

- a. 課税物品・サービス提供者の氏名(社名)、住所、納税者番号
- b. 物品・サービス購入者の氏名(社名)、住所、納税者番号
- c. 物品・サービスの種類、数量、販売価格、料金、(ある場合は)割引額
- d. VAT 徴収額
- e. 高級品売上税の徴収額（対象の場合）
- f. VAT 用請求書のコード番号、連番、発行日付
- g. 請求書に署名権を持つ管理者の氏名、役職名、署名

この上記の最低限の情報記載の要求を満たしていないと、その VAT インボイスは「簡易 VAT インボイス( Simpe tax invoice)」としかみなされず、インプット VAT の相殺に使えない。

さらに、VAT インボイスは所定の期間内に発行されなければならず、特別な状況下では、その基礎となる事象（支払未了の課税物品・サービスの引渡し）の後 2 カ月以内の発行が許される。次の 3 カ月目で発行された VAT インボイスは、特定の状況ではまだ標準 VAT インボイスとして認められるが、この時点で発行者は VAT 額の 2% の罰金が課される。3 カ月の課税期間以降に発行された VAT インボイスは、同じ罰金の対象となることのほかに、国税総局（DGT）はこの VAT インボイスを「標準 VAT インボイス」として認めない。（無効とされインプット VAT の相殺処理も認められない。相殺するためには過去の月次 VAT 申告書の訂正が必要となる）

インプット VAT を相殺に使うために、国税総局（DGT）は、以下の書類そのものを持って、標準 VAT インボイスとする取り扱いを認めている。

- a. 税関当局が発行した納税・徴税書と輸入通関書類（PIBs）
- b. 輸出通関書類（PEBs）
- c. 穀物公社である Bulog もしくは Dolog からの小麦粉及び砂糖の配給指示書
- d. 国営石油会社である Pertamina の納入書
- e. 電話・通信料金、電気代、航空代金、国内空輸代金の請求書
- f. 海外からの課税サービスや無形財産権の使用と消費に係わる自己申告 V A T の納税票
- g. 港湾サービスの代金請求書

## VAT の還付

国税総局（DGT）は、要件を完備した還付申請を受領した後、標準的に税務調査を行い、12 カ月以内に VAT 還付申請に決定を下さなければならない。もし 12 カ月以内に決定が出ない場合は法律により還付申請は承認されたとみなされる。

課税物品の輸出活動、VAT 徴収役へ課税物品とサービスの引渡しから VAT の過払いとなった場合、DGT はローリスク（Low-risk taxable）の会社には 2 カ月以内に、ハイリスク（high-risk taxable）会社には 4 カ月以内に決定を発行する。もしこれらの期間内に決定がない場合は、法律により還付申請は認められたとみなされる。しかし、VAT の還付請求が複雑な税務調査の中で処理される場合は、上記の 12 カ月以内の決定のルールが適用される。

# 付 加 價 値 稅

## VAT の還付（つづき）

上記の目的で、以下の種類の会社（輸出業者と VAT 徴収役へ課税物品とサービスの引渡し行う供給業者）は、ローリスク（low-risk taxable）会社として分類される。

- その自社の製造設備使い自社製品の少なくとも 75%を加工処理する製造者
- 上場会社（その株式をインドネシアの証券市場に上場している）
- 国営会社

それ以外の会社はハイリスク（high-risk taxable）会社として分類される。

VAT 還付のための関連する証拠資料は申請日から 1 カ月以内に国税総局（DGT）に提出されなければならない。1 カ月を過ぎて DGT に提出された全ての書類については、DGT は VAT 還付の計算において無視することが許される。

「優良納税者（obedient taxpayer）」に指定された納税者は早期（税務調査前）に VAT 還付を受ける資格が付与される。この場合、そのような還付は、要件を完備した還付申請を受領した後、VAT 申告書を検証するだけで 1 カ月以内になされねばならない。

DGT は、早期 VAT 還付がなされた後に税務調査を行うことができ、その税務調査の結果、納税者が本来還付されるべき金額よりも多く VAT 還付を受けていた場合、その超過金額には 100%の罰金が課せられる。

「優良納税者」の指定は、一定の期間内に税務申告書を、適時に遅滞無く提出している、犯罪関与がないなどといった一定の基準を充足した納税者に対して国税総局（DGT）から資格付与された地位である。この基準に従って、DGT は毎年、一定の納税者を優良納税者に指定している。納税者が一度この資格を付与されると、会社は早期 VAT 還付の申請をするとみなされ、この特権を使いたくない場合は DGT に書面で通知しなければならない。

## 税務優遇措置

政府規則に基づいて、一定の納税者に「VAT は徵収されない」もしくは「VAT は免除される」との形式で税務優遇措置が与えられている。これらには以下の制度がある。

### 保税地区

保税地区（BZ）のステータスは基本的に輸出志向の製造会社からの要請に基づき付与される。その目的は、輸出活動が自動的に還付承認にならない結果としてインプット VAT 及び高級品売上税（LST）の過払での「遊んでいる資金」を最小限にすることにある。従って、保税地区的ステータスは、次の場合に、「VAT と高級品売上税（LST）は徵収されない」形での税務優遇措置となっている。

- さらなる加工のための物品の輸入もしくは国内仕入
- 該当する保税地区的会社だけで使用される事務機器の輸入
- 該当する保税地区的会社だけ、もしくは会社内だけで使用される生産活動の直接関連する工場設備と機械の輸入

## 付 加 價 値 稅

### 保税地区（つづき）

保税会社（保税地区のステータスを持つ会社）間および保税会社とその下請けとの間の物品の移動は同様の税務優遇措置が適用される。従って、次の物品の移動には VAT と高級品売上税（LST）はともに徴収されない。

- 保税会社から他の保税会社へ、さらなる加工のための製品の出荷
- 保税会社から、関税地域内の保税でない会社への物品／原材料の出荷、これは保税でない会社が保税会社と下請け契約があり、保税でない会社でさらに加工された物品を保税会社に再出荷する場合
- 保税会社から他の保税会社もしくは関税地域内の保税でない会社への工場機械や工場機器の貸し出し、かつ、下請け契約の中で同じ工場機械や工場機器を保税会社に再出荷する場合

上記とは別に、関税地域から保税会社への物品の出荷は、物品がさらに加工される限りで、課税を免除される。事務機器、製造活動に直接関連する工場機械設備やさらに加工される物品には、輸入所得税（第 22 条所得税）も徴収されない。

保税のステータスは当該会社の要請を受けて財務省から付与される。また保税会社は、一定の限度まで国内販売もできるが、保税ステータスを維持するために国内市場の保税でない会社に販売するもしくは出荷するボリュームを監視する必要がある。そのような国内販売は、以下を最大限のボリュームとして許可されている。

- さらに加工を必要としない物品や最終消費者によって使われる物品につき当期の生産額の 50%
- その他の物品につき当期生産額の 60%
- 鉱山、石油・ガス会社に供給される物品につき当期生産額の 75%
- 保税が支社で、石油・ガス、国内船舶製造、オレオ・ケミカル産業に従事している保税会社につき当期生産額の 75%

上記の国内販売を考慮に入れて、当期生産額のその他の部分は

- 輸出されるか、
- 輸出目的の輸入便宜を持つ会社に出荷されるか、
- KITE（輸出目的の輸入便宜）をもつ会社に、さらに加工されるために出荷されるか、
- 税関総局（DGCE）の監督のもとに廃棄される必要がある。

### 特別輸入優遇措置

財務省から保税のステータスを取得するほかに、輸出志向の会社は「輸出目的の輸入便宜（KITE）を税関総局（DGCE）に要求することができる。保税のステータスとは異なり、この便宜は、輸出向けのさらなる加工・組立・他の物品への組付のための物品の輸入にだけ適用され、次の優遇措置が含まれる、

- 関税と輸入納付金（import duty）の免除
- VAT と LST は徴収されない

## 付 加 価 値 稅

KITE を享受するために、会社はまず、会社マスター番号（NIPER）を税関総局から取得しなければならない。その後、実際の便宜には、毎年の更新が要請される。申請には少なくとも、「将来 12 カ月の輸入・輸出計画と過去 12 カ月の輸出実績報告書」を添付しなければならない。税関総局は 14 日以内にこの優遇措置の要請に決定を下す。

要請が承認された場合、輸入物品が通関を終わる前に、会社は税関総局に、関税・輸入納付金の免除額と徴収されない VAT・LST と同額の銀行保証、もしくは保証手形を提出しなければならない。会社は、基本的に KITE の承認の 12 カ月以内に輸出もしくは保税の会社への販売を実現する義務を負う。この要求を充足できなかった場合は、税関総局と国税総局は、当初免除された関税と輸入納付金と徴収されなかつた VAT・LST を再徴収することになり、これには罰金（輸入納付金の 100%の罰金、未払の VAT・LST には最高 24 カ月、月 2%の遅延利息）が課される。

### 外国無償援助、外国借款で資金調達された政府プロジェクト

元請の建設会社、建設コンサルタントと仕入先は、外国無償援助・外国借款で資金調達された政府プロジェクトつき、輸入物品と外国の課税サービス・外国の無形財産権の使用について、VAT・LST と輸入税（pph22）を徴収されない。

### 戦略的物品の付加価値税免除

戦略的物品として規定される課税物品の輸入・国内供給は VAT が免除される。戦略的物品の指定は政府規則によって規定されており、現在、以下の物品が指定されている。

#### 課税製品を製造するために必要な機械・工場設備の資本財

- a) b) 農産物、栽培品、獵獲物、家畜の飼育、漁獲物および養殖品
- b) 電気代、ただし、6,600 ワット超の電力を必要とする高級住宅を除く
- c) 上水道会社によって供給される水の料金
- e) 牛・鶏・魚類の飼育・それらの養殖用の餌とその原材料
- f) 農林業・酪農業用の種子類

### その他の VAT 免除

特定の国家目的の達成を支援するため、以下の課税対象物品・サービスの輸入・供給について VAT が免除される。

- a) 軍隊や警察に使用される兵器・弾薬、運搬車両や装具
- b) 法定予防接種用の小児麻痺ワクチン
- c) 教科書、宗教関係書籍
- d) 国内の商業用・漁業用船舶と部品類
- e) 国内航空会社による航空機と部品類
- f) PT Kereta Api Indonesia 社による鉄道車両と部品類
- g) 低価格の住宅と低層アパート、学生用住居
- h) PT Kereta Api Indonesia 社に対する鉄道車両の維持・修繕サービス
- i) 国内の商業船会社や国内の漁業会社が受けるサービス、船のレンタルや港湾サービス、船舶修理やドックサービスを含む
- j) 国内の商業航空会社が受けるサービス、飛行機レンタルや修理サービスを含む
- k) 低価格の住宅、低層アパート、宗教上の礼拝目的建物の建設サービス

i) 低価格の住宅のレンタル

|   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|
| 付 | 加 | 価 | 値 | 税 |
|---|---|---|---|---|

**バタム島における VAT**

従来、バタム島は通常の保税地区に認められるよりも更に VAT 優遇措置をもつ特別保税地域として扱われてきた。数度の延期措置を経た後、最終的に、バタム島を通常の保税地区に変更する一定の段階的措置がとられている。現在、バタム島全体は、いまだ特別保税地域として規定されるが、会社は特別の財務省承認に基づく保税ステータスをもてるだけである。

バタム島の保税会社は、バタム島外のほかの保税会社に認められると同じ VAT（関税も）優遇措置を付与されている。(28 ページから 29 ページを参照) その違いは、バタム島の会社で消費される課税物品と課税サービスに関しては、選択的に徐々に課税されている。現在、バタム島内では以下の特定の課税物品の輸入と国内供給が VAT の対象となっている。

- 自動車
- タバコと葉巻製品
- アルコール飲料
- 電化製品

外国からの課税サービスや無形財産権の使用・消費は 2004 年 1 月 1 日より自己申告の VAT が課税された。バタム島内での課税サービスの供給は、2006 年 1 月 1 日現在、まだ VAT が課税されていない。

## 高 級 品 売 上 稅

VAT 以外に、特定の課税製造物品の供給と輸入には高級品売上税（Luxury Sales Tax, LST、奢侈品税ともいう）が課税される。特定の物品には LST は一度だけ課税される、即ち、その物品の輸入時、または（居住）製造業者によって他の企業に物品を供給した時のどちらかに課税される。

LST は VAT と一緒に月次で申告される。物品の輸入者または製造業者に LST を支払う責任があり、消費者レベルでは課税されない。

LST の表示税率の要約は下記の通りである。要約に含まれる特定の品目は、それが常に LST が課税されること意味するものではないことを注意する必要がある。特定の品目に LST が課税されるかどうかは、特定の物品やその他の特質のような、容量、サイズや価格等のいくつかの要素により決定される。特定の品目に LST が課税されるかどうか、またその LST の税率を確認するためは、関連する HS コード (Harmonized System Code) に照らして関税率表 (Customs Book) を参照する必要がある。

### 課税対象品（自動車を除く）

|  | %  | %  | %  | %  | %  | %  |
|--|----|----|----|----|----|----|
| グループ                                   | 10 | 20 | 30 | 40 | 50 | 75 |
| a. 家庭用品、冷蔵庫、ヒーター、テレビ受信機、乾燥機、空気清浄機、     | ●  | ●  |    |    |    |    |
| b. スポーツ器具・用品、                          | ●  |    | ●  |    | ●  |    |
| c. エアコン、食器洗浄機、乾燥機、電子レンジ                | ●  | ●  |    |    |    |    |
| d. ビデオ録画機と再生機                          | ●  |    |    |    |    |    |
| e. 写真および撮影用品                           | ●  |    |    |    |    |    |
| f. 高級住宅・アパートメント、コンドミニアム、タウンハウス         |    | ●  |    |    |    |    |
| g. 香水                                  |    | ●  |    |    |    |    |
| h. 船舶、カヌー等（政府、公共用を除く）                  |    | ●  | ●  | ●  |    |    |
| i. 楽器                                  |    |    | ●  |    |    |    |
| j. アルコール飲料                             |    |    |    | ●  |    | ●  |
| k. 革・合成革製品                             |    |    |    | ●  |    |    |
| l. 絹・羊毛製のカーペット                         |    |    |    | ●  |    |    |
| m. クリスタル製のテーブル、台所用品、化粧用品、オフィス用・室内用の装飾品 |    |    |    | ●  |    |    |
| n.. 貴金属とそのコーティング、真珠製品（それらのミックスを含む）     |    |    |    | ●  |    | ●  |
| o. 気球、飛行船、グライダーなどの無動力飛行機               |    |    |    | ●  |    |    |
| p. 弾丸とピストルその他の武器類（政府用を除く）              |    |    | ●  | ●  | ●  |    |
| q. 靴類                                  |    |    |    | ●  |    |    |
| r. 家庭・オフィス用の家具・備品                      |    |    |    | ●  |    |    |
| s. 陶磁器                                 |    |    |    | ●  |    |    |
| t. 石製品（縁石を除く）                          |    |    |    | ●  |    |    |
| u. 毛皮・羽毛製のカーペット                        |    |    |    |    | ●  |    |
| v. 飛行機（政府・商業用を除く）                      |    |    |    |    | ●  |    |
| w. 高級クルーザー（政府・公共用を除く）                  |    |    |    |    |    | ●  |

## 高 級 品 売 上 稅

### 課税対象品- 自動車

| 自動車の種類                   | 駆動数 | エンジン          | 排気量 (CC)  | 税率 (%)               |
|--------------------------|-----|---------------|---|----------------------|
| <b>乗用車、座席数 10 以下</b>     |     |               |   |                      |
| ● セダン・ステーションワゴン          | N/A | ガソリン          | 1500 以下<br>1500 超 3000 以下<br>3000 超                   | 30<br>40<br>75       |
|                          |     | ディーゼル・セミディーゼル | 1500 以下<br>1500 超 3000 以下<br>3000 超                   | 30<br>40<br>75       |
| ● セダン・ステーションワゴン以外        | 4x2 | ガソリン          | 1500 以下<br>1500 超 2500 以下<br>2500 超 3000 以下<br>3000 超 | 10<br>20<br>40<br>75 |
|                          | 4x2 | ディーゼル・セミディーゼル | 1500 以下<br>1500 超 2500 以下<br>2500                     | 30<br>40<br>75       |
|                          | 4x4 | ガソリン          | 1500 以下<br>1500 超 3000 以下<br>3000 超                   | 30<br>40<br>75       |
|                          | 4x4 | ディーゼル・セミディーゼル | 1500 以下<br>1500 超 2500 以下<br>2500                     | 30<br>40<br>75       |
| <b>乗用車、座席数 10 ら 15</b>   | 全種  | 全種            | 全種  | 10                   |
| <b>ダブルキャビン車</b>          | 全種  | 全種            | 全種  | 20                   |
| <b>特別目的の自動車</b>          |     |               |   |                      |
| ● ゴルフカート                 |     |               |   | 50                   |
| ● スノーモービル、ビーチ用モービル       |     |               |   | 60                   |
| ● キャンプまたは住居用のトレーラー、キャラバン |     |               |   | 75                   |
| <b>二輪車</b>               |     |               | 250 超 500 以下<br>500 以上                                | 60<br>75             |

## 印 紙 稅

インドネシアにおける印紙税は、書類の種類等に応じて、6,000 もしくは 3,000 ルピアと少額である。契約金額に対するパーセンテージなどで課税されることはない。

印紙税の対象となる書類には次のようなものがある。

- a. 同意書、その他の書状（委任状、贈呈書、証書など）、事実・行為・条件の証拠／証明となる書類
- b. 公証証書とそのコピー
- c. 土地権利登記役人（Pajabat pembuat akta tanah）によって作成された土地の権利 証書とそのコピー
- d. 金額が記載してある以下のような書類
  - 金銭領収書
  - 銀行の預金証明書
  - 銀行口座の残高証明書
  - ローンの部分的・全額返済に関する領収書、通知書など
  - 様々な重要書類、例えば手形、支払約定書、受取書など
  - すべての有価証券類
  - 小切手
- e. 裁判所において証拠として利用される書類
  - 通常の書簡または内部書類
  - 本来の使用目的では印紙税免除である書類であっても、その本来の目的を離れて他の目的のためあるいは他の関係者に使用されるもの

上記、a.b.c.と e.は 6,000 ルピア、d.は記載されている金額が 1,000,000 ルピアを超える場合は 6,000 ルピア、金額が 250,000 ルピア以上 1,000,000 ルピア以下の場合は、3,000 ルピアの印紙税の対象となる。金額記載が 250,000 ルピア未満の場合は印紙税の対象とならない。小切手については記載金額に関係なく一律 3,000 ルピアの印紙税の対象となる。

## 土 地 ・ 建 物 ( 不 動 产 ) 税

土地・建物税は、土地区画毎、建物毎、別々記載されてない限りその両方に課される。土地・建物税が課せられない土地・建物が記載される「ネガティブリスト（土地建物税の免除リスト）」には、以下のものが含まれる。

- 宗教、社会福祉、医療関係、教育と文化の分野で公共の福祉だけを目的として使われ、利益の稼得を目的としないもの
- 墓地や考古学的遺跡等のために使われるもの
- 保護森林、自然保護地区、観光のための森林、国立公園、村落の管理下にある牧草地、その他の国有地を構成するもの
- 大使館・領事館に使われるもの、但し相手国がインドネシアに対して同様の措置をとることを条件とする
- 財務省によって決定された特定の国際組織の事務所や駐事に使われるもの

土地・建物税の税率は 5%であるが、土地の特定の区画に対する実際の税額は、土地・建物の税務売価 (NJKP, taxable sale value) にその税率を掛けて計算される。税務売価 (NJKP) は、特定の土地の不動産課税評価額 (NJOP, Sale value of the tax object) のあらかじめ決められた割合である。現在、NJKP は 20% (NJOP が 10 億ルピアまで) または 40% (NJOP が 10 億ルピア超) のどちらかで規定される。政府は NJKP の比率を NJOP の 100%にまで増加することができる。

これゆえ、現在の土地・建物税の実効税率は、不動産課税評価額 (NJOP) の 0.1%、または 0.2%である。

不動産課税評価額 (NJOP) は財務省のために国税総局によって決定され、関連する地方の経済発展状況に応じて 1 年から 3 年ごとに更新される。財務省のガイドラインに従って、NJOP は関連する地方の土地・建物の市場価値を考慮に入れなければならない。土地・建物の区画がプランテーション、林業、鉱業や植林の分野の事業に使われる場合は、NJOP はまた、それらに適用される「投資標準 (Investment Standard)」を考慮に入れなければならない。

土地・不動産税は、国税総局から発行される公式査定書に従って毎年支払う義務がある。査定手続きは基本的に国税総局により指示され、特定の納税者に課税対象通知フォーム (TONF) が送られる。納税者はこのフォームを記入し、関連する資料と一緒に国税局に 30 日以内に返送しなければならない。記入された TONF と NJOP に関する情報を基礎に、国税総局が税金通知書 (TDNL, Tax Due Notification Letter) を発行する。これは国税総局の公式の税金査定書書を表しており、これを受領した納税者は、受領日から 6 カ月以内に税金を払わなければならない。

TONF を不正記入、記入済みの TONF の提出遅れ、TONF の無視は、納税者に土地・建物税の 25%の罰金を課される可能性がある。

納税義務者につき、「土地の権利を所有者」、「建物を所有または管理するもの」、「それら土地・建物から恩恵を受けている者」個人または組織が、その土地・建物の区画に関しては土地・建物税の納税者であると法律により明記されている。納税者は、現在、1,200 万ルピアまでは非課税 NOJP とされて税金を免除される。財務省は法律によって、非課税 NJOP の金額を修正する権利が認められる。

# 土 地 ・ 建 物 ( 不 動 产 ) 税

## 土地・建物の権利の譲渡税

土地・建物（L&B）の権利を譲渡する場合には、譲渡する側に土地・建物の権利譲渡にかかる税金が発生する。この税金は「譲渡総額（税金ベース）」の5%と指定されている。この税金は譲渡人に土地・建物の権利を移転するまでに支払われなければならない。

一般に、この「税金ベース」の金額は、関連する土地・建物譲渡の公正証書に記載される譲渡金額か、政府の公定土地価額（「NJOP」）のどちらか高い方に特定される。（33ページの「NJOP」の解説を参照）。しかしながら、政府への譲渡では「税金ベース」の譲渡総額は、関連する政府官によってい公式に規定された金額である。政府主催のオークションの場合、この譲渡総額はオークションの関連する公正証書に記載された金額である。

もし譲渡人が法人納税者で、不動産開発事業に従事していない場合、譲渡人（売り手）が払った税金は、基本的に、その法人税の前払として扱われる（第25条前払所得税）。譲渡者が法人納税者として不動産開発事業に従事しており、その事業活動の一部として行っている場合（不動産会社など）は、この5%の税金は免除される。

また、財団や個人納税者の場合も、これにはこれに不動産売買を事業として行っている個人を含むが、この土地建物権利の譲渡税を支払うことが要求され、この5%の税金は最終確定税額となる。

公証人は、この5%の税金が全部支払われるまでは、権利移転証書に公証署名をすることを禁じられている。

## 土地・建物の権利（不動産）取得税

土地建物の権利の移転があると、基本的にその権利を受けたまたは取得した側に、不動産取得税（BPHTB、DAL&BR、Duty on the Aquisition of L&B Rights）が発生する。課税対象となる土地建物の権利の移転には、売買取引、下取り取引、贈与、相続、会社への寄付、権利の分割、入札での買い手指名、法律の強制力に基づく判決の執行、事業合併、結合、拡張、賞品授与が含まれる。一定の非事業目的の移転としての土地建物の権利の取得は、不動産取得税を免除されることがある。

不動産所得税は、課税対象取得価額（NPOP）に基づき、NPOPは、ほとんどの場合、実際の市場取引価額もしくは対象となる土地不動産の不動産課税評価額（NJOP）のどちらか高い価額である。特定の取引での税額は、その対象となるNPOPから課税免除価額を差引いた金額に、税率（5%）を適用して決定される。課税免除価額は6,000万ルピア以下の範囲で各地方政府が決定され、また、土地建物を相続によって取得した場合の免税価額は3億ルピア以下の範囲で各地方政府によって決定される。政府規定にて、政府は免除価額を変更できる。

不動産取得税は、基本的に公証人の前で関連する土地建物移転証書に署名した日が納税期日となる。但し、事業合併・結合・拡張の場合は、事業合併・結合・拡張の契約書の署名日が納税期日となり、入札の場合は、権限者による入札報告書の署名日が納税期日となる。

## 土 地 ・ 建 物 （ 不 動 产 ） 税

### 土地・建物の権利（不動産）取得税（つづき）

納税者の要請により、国税総局（DGT）は、事業合併や結合での帳簿価格での土地建物権利の移転に関して、また公共目的の政府プロジェクトのための土地建物権利の譲渡に対する補償として取得した土地建物権利に関しても同様に、不動産所得税の 50%までの減免を与えることが許される。特定の非営利目的の土地建物権利の移転の場合は、納税者の要請により、国税総局はまた、その税額の 25%、50%、75%のどれかの減免を与えることが許される。

公証人はこの不動産取得税が支払われるまでは、権利移転証書に公証署名をすることが禁じられている。

## 地 方 税

### 地方税

この冊子は、Provinces や Regencies/Cities により決定された地方税や地方課金はカバーしていない。

## 納 税 と 税 務 申 告

特定の期間や年の税務債務は、基本的に、指定された納税受付銀行（Pank Presepsi）を通じて国庫へ納税され、その後、納税申告書を税務署に提出して納税明細が説明される。納税者は、特定の税金につき、月次、年次、あるいは月次と年次の両方で、納税し税務申告書を提出しなければならない。

これらの税務申告義務の要約は以下の通りである、

### 月次税務申告の義務

| 税金の種類                               | 納税期限     | 申告書提出期限  |
|-------------------------------------|----------|----------|
| 1、第 21／26 条（従業員）所得税                 | 翌月の 10 日 | 翌月の 20 日 |
| 2、第 23／26 条（源泉）所得税                  | 翌月の 10 日 | 翌月の 20 日 |
| 3、第 25 条所得税（法人税月次予納税）               | 翌月の 15 日 | 翌月の 20 日 |
| 4、第 22 条所得税（前払税）－税金徵収役              | 翌月の 10 日 | 翌月の 20 日 |
| 5、第 4 条 2 項の（源泉）所得税                 | 翌月の 10 日 | 翌月の 20 日 |
| 6、付加価値税（VAT）と高級品売上税（LST）<br>－ 一般企業  | 翌月の 15 日 | 翌月の 20 日 |
| 7、付加価値税（VAT）と高級品売上税（LST）<br>－ 税金徵収役 | 翌月の 15 日 | 翌月の 20 日 |

### 年次税務申告の義務

| 税金の種類     | 納税期限                                  | 申告書提出期限             |
|-----------|---------------------------------------|---------------------|
| 1、法人税     | 事業年度末から 4<br>カ月目但し申告書<br>提出前          | 事業年度末から 4<br>カ月目の末日 |
| 2、個人所得税   | 事業年度末から 3<br>カ月目但し申告書<br>提出前          | 事業年度末から 3<br>カ月目の末日 |
| 3、土地建物税   | DGT からの税額通<br>知書（SPPT）の受<br>領日から 6 カ月 | N/A                 |
| 4、土地建物取得税 | 取得日                                   | N/A                 |

### 遅延の罰金

上記の税金の支払遅れには月利 2%の遅延利息が課せられる、1 カ月以内（例えば、1 日）の遅れは遅延利息計算上、1 カ月の遅れとしてみなされ月利 2%が課される。また申告書の提出遅れや不履行には以下の金額の罰金が課される

| 申告書の種類       | 罰金（ルピア）   |
|--------------|-----------|
| 1、月次 VAT 申告書 | 500,000   |
| 2、その他の月次申告書  | 100,000   |
| 3、年次個人所得税申告書 | 100,000   |
| 4、年次法人税申告書   | 1,000,000 |

# 納 税 と 税 務 申 告

## 年次申告書の提出期限の延長

年次所得税申告書に関しては、納税者は法定の期限に加え年次申告書の提出期間を最長2ヶ月迄延長することが許される。延長のためには法定の期日前に、法人税の仮計算書を添付して国税総局（DGT）に書面にて通知をしなければならない。法人税課税がある場合は、仮計算書をベースに延長通知の前に税金を納税しなければならない。最終確定税金計算に基づく税金額が、この仮計算額よりも多かった場合は、過少差額に対して過少分が支払われるまでの期間につき月利2%の遅延利息が課される。

## 警告書と税金査定書

法定の期限までに特定の税務申告書が提出されなかった場合、国税総局（DGT）は当該納税者に警告書を発行することができる。警告書は、基本的に、納税者に警告書の日付から30日以内に税務申告書を提出することを要求する。この警告書が無視された場合には、国税総局はさらに公式な税金査定書を、査定額の50%の罰金をつけて発行することができる。

## 申告書提出の集中化

通常、法人税と個人所得税を除き、税金は基本的に非集中化ベースで申告書が提出される。つまり、国内に広く事業単位（支店）をもつ会社は、その支店が登録されている管轄の地方税務署に納税し申告書を提出しなければならない。しかしながら、特定の指定された税務署（PMA（外資企業）管轄税務署、上場企業管轄税務署、国営企業管轄税務署とMTO（中規模納税者）管轄税務署）に登録される企業は、VAT申告を指定された税務署に集中化することが要求される。

## 電子申告

一般に、税務申告書の主要フォームは「伝統的」な様式（紙の書面）にて作成されなければならないが、国税総局は、電子申告（e-tax returns）を使うこと奨励しており、電子申告では、全ての税金関連情報を国税総局から提供されるアプリケーションプログラムを使ってソフトファイル（電子ファイル）にて表示される。上記の指定された税務署に登録される納税者には、2005年1月1日より電子申告が強制される。（訳注、結果として国税局の準備不足により現在その実施は延期されている。）電子申告は、国税総局に、伝統的な様式（紙の書面）と管轄税務署へ税務申告書のソフトファイルを提出するか、またはアプリケーションサービス・プロバイダーを通じて提出する（e-filingという）ことができる。

# 会 計 帳 簿

## 会計帳簿

一般に、税務目的では会社の会計帳簿は、税法が別途規定していない限り、一般に公正妥当と認められる会計基準（会計原則）に従って作成保持されなければならない。通常、会計帳簿は、ルピア建てで記帳され、インドネシア語で作成されて、インドネシア国内に保管されなければならない。

## 英語・米ドル建て記帳

国税総局（DGT）の特別承認をとって、外資企業（PMA）、外国会社の恒久的施設、その他の外国企業の事業体は会計帳簿をドル建てで行い、英語で作成することができる。集合投資契約（collective investment contract、KIK）は、米ドル建ての投資ファンドを発行するかぎり米ドル会計を採用する資格が与えられる。国税総局の承認のための申請は、ドル建て会計年度開始の3カ月以上前に国税総局に提出しなければならない。（訳注、新規設立会社の場合は、会社設立書の署名日から3カ月以内に同様な申請を行い、承認を取得すれば初年度からドル建て記帳ができる。）国税総局は1カ月以内に申請を決定する義務があり、1カ月以内に決定がなされない場合には自動的に承認が決定されたとみなされる。

政府との石油生産分与（PSC）契約や鉱業作業契約（COW）で管理される企業は、国税総局への書面で通知するだけで、米ドル建て会計と英語記帳を採用することができる。この書面通知は、米ドル建て会計年度開始の1カ月以上前に国税総局に提出されなければならない。

会社はまた、英語で記帳しながら、ルピア建て会計を行うこともできる。その場合は、会社は英語記帳を採用する会計年度開始から3カ月以内に国税総局に書面で通知するのみでよい。

英語以外の外国言語の使用と米ドル以外の外国通貨での記帳は認められない。使用される通貨と言語にかかわらず、会社は基本的にルピア通貨で税務債務を支払い、（但し、PSC会社を除く）、税務申告書はインドネシア語で提出しなければならない。法人税に関して、関連する項目は、年次法人税申告書にてドルとルピアを併記して表示される。

米ドル会計を採用する承認を取得した会社は、国税総局の特別承認に基づきルピア会計にもどることができる。但し、一旦そのような承認が付与された場合、会社は米ドル会計を取り消してから5年間は米ドル建て会計採用の承認を再申請することはできない。

# 税務査定書と税務調査

## 税務査定書 (Tax Assessments)

### 概説

インドネシアの税制は「自己申告」制度をとっており、この制度下では、納税者は自ら現行の税法と税務規則に従って自己の税金を計算し、支払い、報告することを任せられている。しかしながら、税務当局は、税務調査やその他の情報に基づき、納税者がその税務債務を必ずしも全部支払っていないことが発覚した場合、特定の納税者に対し税務査定書を発行できる。また、国税総局（DGT）は定められた期間に税務申告書を提出する督促状を無視した納税者に対しても公式な税務査定書を発行できる。規定の基準に従つて帳簿をつけていない場合も、国税総局が公式な税務査定書を発行できる。

1つの税務査定書は、1つの特定の税務期間もしくは年度に対する1つの特定の税金に関係して発行され、基本的に次の要素を考慮している。

- 要納税額
- その税金控除
- 要納税額と税金控除との間の正味残高（過払い、差引ゼロ、または支払不足）と
- 罰金（遅延利息や要納税額の追加）

### 税務査定書の種類

税務査定書には、要納税額と税金控除との間の正味残高に関連して、3種類の税務査定書がある。

- 過払い税務査定書 (OTAL、SKPLB)、要納税額が税金控除額を下回る場合、
- 支払不足税務査定書 (UTAL、SKPKB)、要納税額が税金控除額を上回る場合、
- ゼロ税務査定書、(NTAL)、要納税額が税金控除額と同額の場合、

上記の支払不足税務査定書が発行される場合は、基本的に以下の罰金 (Administrative sanction) が含まれてくる。

- 月次 2%の遅延利息、但し最大 24 カ月まで
- 所得税債務では 50%追加
- 源泉税では 100%追加
- VAT と LST 債務では 100%追加

どの罰金が課されるかは、納税者が犯した間違いの種類による。罰金の金額は基本的に、支払不足額に関連する率を乗じて決定される。

### 税務時効

2007 年の国税総則法では、国税総局（DGT）は、2007 年までの年度については、税務債務が発生した時、税務期間（月）の終了時、もしくは税務年度（の一部）の終了時から 10 年以内に限り支払不足税務査定書を発行できるが、2013 年を超えることはない。（訳注、2007 年以前の年度は税務時効 10 年であったが、経過規定により 2013 年に全ての年度の時効が成立する）。2008 年以降の年度では、支払不足税務査定書を発行できる期間（税務時効）は 5 年となった。

# 税務査定書と税務調査

## 追加税務査定書

特定の月次や年次の特定の税金に対して税務査定書が一旦発行されても、特定の期限内（対象となる税務年度により5年もしくは10年）に、税務申告書と／もしくは税務調査の中で適切に開示されなかった新しい資料（「NOVUM」）や一定の情報が見つかった範囲内で、さらに「追加税務査定書」が発行されることもある。追加支払不足税務査定書（AUTAL）は基本的に、罰金として要納税額が100%追加される。しかしながら、納税者が意図的に国税総局に新しい資料や未公開の情報を通知しない場合は、100%の追加は避けることができるかもしれない。

特定の期限内（上記）に税務査定書が発行されない場合には、税務申告書で報告された納税額は確定とみなされる。それにもかかわらず、裁判の判決によって納税者が罪を犯したと認められる場合は、特定の期限の後であって追徴税務査定書や追加追徴税務査定書が発行される場合がある。そのような状況の下で発行される追徴税務査定書や追加追徴税務査定書には追徴額に48%の遅延利息（月利2%の24カ月分）が課される。

## 税務調査

会社の税務調査は、年度の特定の期間について特定の税金だけカバーする場合と、または全ての税金をカバー場合がある。税務調査は会社の現場、税務署内、もしくはその両方で実施される。

## 税務調査の引き金

税金還付請求は、いつも税務調査の引き金となる。国税総局は還付請求について12カ月以内に決定を下すことを要求されるため、それに応える税務調査は基本的に、還付請求日から数週間か数ヶ月以内に開始される。法人税の還付請求の場合は、通常、全ての税金をカバーする完全な税務調査に入る。その他の税金の還付請求は、通常、一種類の特定の税金をカバーする税務調査に入る。国税総局は税務調査の範囲を他の税金を含めて広げようとしているようである。

以下のような状況も税務調査の引き金となることがある。

- 税務申告書が過払いポジションの場合、（必ずしも還付請求を伴う必要はない）
- 年次法人税申告書が税務損失を計上している場合、
- 税務申告書が規定の期間内に提出されなかった場合、
- 税務申告書が国税総局の特定の分類（未開示）にかなう場合、（訳注、例えば、企業合併などの組織再編成や事業年度の変更など）

## 1カ月ルール

税務調査に入られる納税者は税務調査官から要求された書類と情報を、要請日から1カ月以内に提供することが要求される。納税者に関係会社との取引がある場合には、これらには移転価格書類が含まれるかもしれない。一カ月以内に書類と情報を提出できなかった場合は、国税総局（税務調査官）の裁量ベースで税務債務が決定されることがある。

## 税務査定書と税務調査

### 最終検討会議（クロージング・コンファレンス）

税務調査の最終段階では、税務調査官は税務調査されている納税者に、税務調査官の提示する税務更正を含む税務調査の発覚事項が書面（SPHP）で通知される。納税者は、基本的に、その通知に対して7日間以内に書面で回答しなければならない。一定の場合は、税務調査官の裁量にて、その期限が21日間まで延長される。通知から3週間目の終わりまでに、税務調査の発覚事項についての最終検討会議（closing conference）が、税務調査官と納税者との間で開催される。最終検討会議のまえに、納税者は税務調査結果について、税務調査に関与していない税務官で構成されるレビューチームによるレビューを要請することができる。

納税者の観点からは、最終検討会は基本的に、税務調査指摘事項に関する納税者の意見を再主張し、関連する証拠書類を表明する最後の機会である。税務調査官は税務調査での発覚事項の通知への納税者の回答や最終検討会議での議論を考慮し、提示された税務更正を変更する場合もあるかもしれない。最終検討会議の結果はその後「最終検討会議書類」に要約され、納税者は、そこに提示された税務更正の各々の項目について、「合意する」か「合意しない」旨を記述する。その書類にはまた、納税者の議論のどの部分が税務調査官に受理されたか、それに従ってどの特定の税務更正が取消または減額となったかも記載される。最終検討会議の終了時に、税務調査官と納税者は最終検討会議書類に署名しなければならない。

特定の年度（2008年以降）については、最終検討会議の書類上で合意した税務更正項目は、その書類に基づき発行された税務査定書に関して、納税者が支払わなければならない最小限の金額の基礎を構成することになる。

### 税務調査の結了

税務調査の法律上の最終書面は、主に、税務査定書（Tax Assessment Letters）と税務追徴書（Tax Collection Letters）からなり、これらは最終検討会議書類に基づかなければならぬ。税務追徴書は基本的に、罰金を徴収する法律上の手段ともなる。

その他の状況下では、税務追徴書はまた、国税総局が当期中に特定の税務期間の要納税額とそれに遅延利息を課して徴収するために使われる。

## 差押令状と税金徴収

法律上の税務更正証書に基づいて、国税総局（DGT）は法律により納税者に差押令状（Distress Warrant）を発行することが許される。この手段となる証書には以下の書類が含まれる、

- 税金追徴書
- 支払不足の税金査定書
- 追加の支払過少税務査定書
- 税務異議申立決定書（納税者に追加納税を要求するもの）
- 税務裁判決定（判決）（納税者に追加納税を要求するもの）
- 訂正決定書（Revision Decision Letters）（納税者に追加納税を要求するもの）

これらに関連する納税者は、税金追徴証書に記載される税金支払不足を、証書の日付から1カ月以内に支払うことが要求される。支払遅れには月利2%の遅延利息が課せられる。異議申立の申請、訂正要請、控訴や裁判を行っているからといって、税金支払不足の支払が留保されるものではない。

しかしながら、2007年の国税通則法の下では、特定の税務査定書に関して異議申立もしくは控訴に進んだ場合は、納税者は最終検討会議で合意した金額だけを最低限として支払う義務がある。最終検討会議の中で合意しなかった税務査定書の残りの部分は、異議申立ての国税総局が納税者にその却下の決定を下した後か、もしくは控訴での税務裁判で納税者が敗訴した後にのみ支払い義務がでてくる。

税金支払不足が猶予期間内に支払われない場合、差押えの実行手順として、国税総局は以下の手続きをとることができる。

- a. 税金支払不足（追徴税金）が期限後の7日以内に支払われない場合、「警告書（Warning Letter）」が発行される。
- b. 追徴税金が警告書の日付から21日以内に支払われない場合は、差押令状（Distress Warant）が発行される。
- c. 追徴税金がその差押令状の発行から48時間以内に支払われない場合は、押収命令（Confiscation Order）が発行される。
- d. 追徴税金が押収命令の発行から14日以内に支払われない場合は、差押資産に関して、入札告知が公示される。
- e. 追徴税金が入札告知から14日以内に支払われない場合は、公開入札が執行される。

# 税務論争とその解決

納税者と国税総局（DGT）との間の税務論争は、一般的に、納税者が納得できない税金査定書や税金追徴書がDGTから発行されたことにより起こる。

税金追徴査定書、追加追徴査定書と税金追徴書は、法律上の税金徴収証書を構成し、これらに基づき、納税者が期日までに追徴税金を支払わなかった場合、国税総局（DGT）は差押令状を発行することができる。国税総局が差押令状を執行する方法に関連して、当事者間で、さらに税務論争が持ち上げるかもしれない。（訳注、銀行口座が凍結された場合とか）これとは別に、一方の納税者が他方の納税者への支払金額から税金を源泉しきているといった理由で、両者の納税者間でも税務論争が起こる可能性もある。

そのような税務論争を解決するために利用される方法は、以下の通りである。

## 異議申立と控訴（Objections and Appeals）

税金査定書に不服がある場合、納税者は、その発行日から3ヶ月以内に、国税総局（DGT）に対して異議申立をすることができる。異議申立書には、納税者の計算に従った要納税額を記載しDGTの税金査定書に同意しない理由を記述しなければならない。

2007年国税総則法に従い、支払不足査定書に関する限り納税者は少なくとも異議申立を申請する前に最終検討会議の中で合意した金額を支払わなければならない。査定書の未払部分に関しては、納税者の異議申立が却下されたか、その後の税務裁判での控訴で敗訴した後に罰金が適用される。罰金は下記に記載される。

国税総局は、異議申立を受領した日から1年内に決定を下す義務があり、1年内に決定が下されなかつた場合、納税者側の申立が自動的に国税総局によって認められたものとみなされる。

異議申立が国税総局により却下された場合に、未払税金には50%の課徴金が課される。しかしながら、未払税金と課徴金は、納税者が異議申立の決定に対して税務裁判所に控訴した場合は支払う必要はない。

第三者に徴収された源泉税に関する異議申立も、納税者から国税総局（DGT）に対して提出される。異議申立の提出期限やDGTがそれに関して決定する期限は、このタイプの異議申立でも同じである。

納税者が国税総局（DGT）の異議申立の審査決定の全部もしくはその一部を受諾しない場合、納税者はDGTの異議申立の審査決定の受領日から3ヶ月以内に税務裁判所に控訴できる。DGTの異議申立の審査決定で要納税額の支払が要求される場合は、控訴を提出する前に少なくともその要納税額の50%を支払わなければならない。一方、2007年国税総則法によれば、この要求はもはや適用されない。これは税法と裁判法との間でのミスマッチ（ずれ）を生じさせており、納税者においては、一般的に、税務裁判所に控訴を確実に受理してもらうため50%の金額を払うことが勧められる。

税務裁判所は、基本的に12ヶ月以内に訴えに対し判決を下さなければならない。税務裁判所の判決で言い渡された支払不足税金額は100%の課徴金が課される。

# 税務論争とその解決

## 税務論争の解決のための他の方法

納税者の要求に従って、もしくはその公的な立場から国税総局（DGT）は税金査定書、税金追徴書もしくはそれらの書状に基づき発行された派生的決定書を修正もしくは取り消すことが許されている。派生的決定書には、以下のものが含まれる。

- 異議申立の審査決定書
- 罰金の減額もしくは取消決定書
- 税金査定書の減額もしくは取消決定書
- 過払い税金の早期還付決定書

特定の税金査定書に関して国税総局（DGT）との論争を解決するため、異議申立の申請他に、納税者から修正要求（Amendment Request）を行う手段がある。この方策はまた、DGT 決定から生じるその他の税務論争にも適用できるが、異議申立の申請の方がより確固とした方策として一般に考えられている。

国税総局（DGT）は、その提出日の 6 カ月以内に修正要求に対する決定を発行しなければならない。修正要求が 6 カ月以内に国税総局から発行されない場合は、修正要求はは国税総局によって認められたものと自動的にみなされる。

修正要求に対する国税総局（DGT）の決定を（全部）受け入れない納税者は、国税総局の決定を受領した日から 30 日以内に税務裁判所に訴え（Lawsuit）を起こすことができる。差押令状の執行に関して、DGT に対する訴えを税務裁判所に起こすこともでき、この場合の訴えは執行日から 14 日以内に提出されなければならない。

税務裁判所は基本的に 6 カ月以内に訴えについて判決を下す義務がある。

## 最高裁判所への再考慮申請

税務裁判所の判決は、完全な法的執行力を生む最終判決とみなされるが、税務論争の当事者は、以下の事実が発覚した場合に限り、その時点から 3 カ月以内に、税務裁判所の判決に関して最高裁判所に再考慮要求（Reconsideration Request）を行うことができる。

1. 税務裁判所の判決が、原告または被告側からの虚証、詐欺、偽造の証拠に基づいたものであった場合、
2. 税務裁判所での控訴中に発見されていれば、その判決を左右したかもしれない重要な新事実を証明する書類が見つかった場合、
3. 証言の重要な部分が理由もなく無視された場合、
4. 要求されなかったものが認められた場合、
5. 税務裁判所の判決が明らかに現行税法規定に準じていない場合、

再考慮要求は猶予期間内に最高裁に提出されなければならない。上記 1,2 の条件に合致するものはその状況が確認された時点から 3 カ月以内、3,4 と 5 の条件に合致する場合は、判決の時点から 3 カ月以内に最高裁判所に提出しなければならない。

# 輸入関税

輸入関税は輸入品の関税評価額の 0 – 150% の税率で課税される。関税評価額は、コスト、保険と運賃費用（CIF）に基づき計算される。

| 分類                   | 物 品 例                     | 税率 (%)   |
|----------------------|---------------------------|----------|
| 自動車                  | 乗用車、商用車                   | 5 - 60   |
| 自動車部品                |                           | 15       |
| 電機製品                 |                           | 0 - 15   |
| 靴類                   |                           | 20 - 25  |
| エチルアルコール・<br>アルコール飲料 | エチルアルコール、ビール、ワイン、<br>蒸留酒類 | 30 - 150 |
| 農産物                  | 動物・植物性製品                  | 0 - 25   |
| その他                  | 化学品、薬品類、ゴム製品等             | 0 - 10   |

政府は貿易自由化政策の一貫として、輸入関税の引下げを段階的に実行中である。ただし、安全保障、文化・社会的な観点から、一部の保護産業・物品については引き続き高率の輸入関税が適用される。

## 対アセアン諸国

アセアン調達品を少なくとも 40% 含み、相互原則にかなうアセアン諸国（ASEAN, Association of South East Asian Nations）からの輸入品について一定の軽減税率が適用される。この制度は 2003 年までに関税率を 0 - 5% に引き下げアセアン諸国間貿易を促進することを意図しており、2010 年迄にほとんどの課税をゼロにすることを目的としている。

## 関税の減免・猶予措置

インドネシア政府は国内および輸出産業の発展を促進するため、外国・国内投資家に關税の減免と關稅猶予措置を設けている。そのような措置には、特定の資本財の輸入關稅減免措置（マスターリスト、BKPM Master List）、保税地区（Bonded Zone）、保税倉庫（Bonded Warehouse）や KITE（KITE= Kemudahan Impor Tujuan Ekspor、以前はビンテック BINTEK、その前はバベクスタ Bapeksta と呼ばれた）制度を設けている。

### BKPM マスターリスト優遇措置

BKPM マスターリスト優遇措置では、条件を満たした機械や原材料の輸入關稅の減免を受けられ、關稅率は最高で 5% である。

### 保税地区（Bonded Zone）

輸出促進のために保税地区が設けられており、完成品の 50%、半完成品の 40% 以上を輸出する保税地区内の企業については、資本設備と原材料の輸入關稅が免除される。

# 輸入関税

## 保税倉庫 (Bonded Warehouse)

保税倉庫へ搬入された輸入品については、製品が実際に国内市場へ供給されるまでは輸入関税の支払いが猶予される。

## KITE 制度

KITE 制度は、完成品がほとんど輸出されることを条件に、その製品の生産用原材料輸入に対する関税が免除される制度である。また、原材料輸入時に課された関税については、後日完成品が輸出された際に還付請求することが認められる。

## 優先レーン (Priority Lane)

優先レーン優遇措置では、輸入者は物品検査を免除され、輸入者は関税、物品税と輸入税金について定期的な支払いをすることができる。

## 輸入許可

アルコール飲料、弾丸類、産業廃棄物等を含む特定物品については輸入規制が設けられている。テキスタイル製品や靴や電化製品などの一定の物品を輸入するためには特別輸入認証番号（NPIK）も取得する必要がある。

## 通関法令遵守と罰金

税関当局は、物品の輸入通関後 2 年間以内に輸入品の関税品目分類や評価額について再決定することができる。

税関当局が 2 年以内に税関が輸入関税の過少納付を決定した場合、最高 1000%までの罰金が課される。

## 連絡先

当事務所の税務部門は、あらゆる税金問題に関するアドバイスとご支援を提供し、手順よくタイムリーに、貴社の税務上の法律遵守のコミットメントを保証いたします。

税務に関するご質問は、以下の各税務分野担当の専門職員、またはジャパンデスクにお問い合わせください。日本語版の税務ポケットブックのお問い合わせはジャパンデスクの北村までご連絡ください。

|  |  |   |
|--|--|---|
| 税務全般<br>General Inquiries                          | Ray headifen<br>Robertus Winarto   | レイ・ヘディフェン<br>ロベルトス・ウイナルト  |
| 国際税務<br>International tax                          | Ray Headifen<br>Christian Pellone  | レイ・ヘディフェン<br>クリスチנן・ペロン   |
| 税務論争解決<br>Dispute Resolution                       | Engeline Siagian<br>Ay-Tjhung Phan<br>Abdullah Azis<br>Anton Manik<br>Nuryadi Mulyodiharno<br>Parluhutan Simbolon<br>Heru Supriyanto | エンゲリン・シアギアン<br>アイチング・ファン<br>アブドゥラ・アジス<br>アントン・マニック<br>ヌリヤディ<br>フルフタン・シンボロン<br>ヘル・スプリヤント |
| 外国人駐在員所得税<br>International Assesment Service (IAS) | Paul Ramon<br>Irene Atmawijaya   | ポール・ラモン<br>アイリーン・アトマウイジャヤ   |
| 投資<br>Investment                                   | Laksmi Djuwita<br>Inge Jahja<br>Adi Pratikto   | ラクスミ・ジュウィタ<br>インゲ・<br>アディ・プラティクト  |
| 日本デスク<br>Japan Desk                                | Hirotaro Kitamura  | 北村 浩太郎  |
| 韓国デスク<br>Korean Desk                               | Kim Sung-Soo   | ジョーチル・リー  |
| 買収合併<br>Mergers&Acquisitions.                      | Ali Maldi<br>Ray Headifen<br>Deonius Damijanto<br>Lina Rosmiana  | アリ・マルディ<br>レイ・ヘディフェン<br>デオニシャス・デミジャント<br>リナ・ロスミアナ                                       |
| 給与計算サービス<br>Payroll Services                       | Laksimi Djuwita<br>Djumanto  | ラクスミ・ジュウィタ<br>ジュマント   |
| 移転価格<br>Transfer pricing                           | Ay Tjhung Phan<br>Robertus Winarto<br>Michelle Mianova<br>Andrias Hendrik  | アイチング・ファン<br>ロベルトス・ウイナルト<br>ミッシャル・ミアノバ<br>アンドリアス・ヘンドリック                                 |
| 付加価値税と関税<br>Value Added Tax                        | Lili Tjitadewi<br>Abdullah Azis<br>Enna Budiman  | リリ・チタデウィ<br>アブドゥラ・アジス<br>エナ・ブディマン   |

## 連絡先

|   |   |  |
|---|---|--|
| 工業・商業製品・通信<br>Consumer and Industrial<br>Products,<br>Telecommunications and<br>Communications. | Engeline Siagian<br>Ay-Tjbing Pan<br>Ali Widodo<br>Heru Supriyanto<br>Lili Tjitatadewi<br>Abudullah Azis<br>Dionisius Damijanto<br>Turmanto<br>Lina Rosmiana<br>Sylvia Anggraneni<br>Sindian Budi Siswoyo<br>Yessy Anggraini<br>Yunita Wahadaniah | エンジニア・シアギアン<br>アイチン・ファン<br>アリ・ウイドオドオ<br>ヘル・スプリヤント<br>リリ・チタデウィ<br>アブドル・アジス<br>ディオニシス・ダミジャント<br>トルマント<br>リナ・ロスミアナ<br>シルビア・アンガランエニ<br>シンディアン・ブディ<br>イエッシー・アンガライニ<br>ユニタ・ワハダニア |
| 石油・ガス・電力<br>Energy (Hydrocarbons<br>and Renewables),<br>Utilities and Mining                    | Tim Watson<br>Ali Mardi<br>Anthony J Andersen<br>Gadis Nurhidayah<br>Suyanti Halim<br>Antonius Sanyojaya<br>Tjen She Siung<br>Syauqi Hamdi  | ティム・ワトソン<br>アリ・マルディ<br>アンソニー・アンダーセン<br>ガディス・ヌルヒダヤ<br>スヤンティ・ハリム<br>アントニウス・サンヨジャヤ<br>ジェン・シイ・シュング<br>シュアクイ・ハムディ   |
| 金融・保険商品<br>Financial Services and<br>Insurance  | Ray Headifen<br>Margie Margaret<br>Hendra Lie<br>Runi Tusita<br>Yuliana Kurniadja   | レイ・ヒアデフェン<br>マギー・マーガレット<br>ヘンドラ・リー<br>ルニ・トウシタ<br>ユリアナ・クルニアジャジャ   |
| ジャパンデスク   | Hirotaro Kitamura   | 北村 浩太郎<br>キタムラ・ヒロタロウ<br>e-mail: <a href="mailto:Hirotaro.kitamura@id.pwc.com">Hirotaro.kitamura@id.pwc.com</a>   |

**PT プリマ・ワハナ・チャラカ／プライスウォーターハウスケーパース**

P Plaza 89 JI H R Rasuna Said Kav. X – 7.No.6 Jakarta 12920, Indonesia

TEL : 021 - 5212901 FAX : 021 - 52905555, 52905050

英文のホームページ : [www.pwc.co.id](http://www.pwc.co.id)

### 日本における連絡先

**あらた監査法人 東京事務所  
丸の内オフィス**  
TEL : (81) 3 5427 6555 (大代表)

**税理士法人／プライスウォータ  
ーハウスケーパース**  
TEL : (81) 3 5251 2400  
FAX : (81) 3 5251 2424